

第4章

施策の展開

◇◇第4章の構成について◇◇

第4章の施策の展開は、まず制度上利用できる主な事業を対象別に体系図として整理してあります。次に、本市の介護予防・日常生活支援総合事業についての記載、第3章で定めた基本目標1～8ごとに整理しています。

主な高齢者保健福祉施策の対象別体系図 ……〇〇・〇〇ページ

：制度上利用できる主な事業を本人の状態別に整理した体系になります。

本市の介護予防・日常生活支援総合事業について ……〇・〇ページ

：本市における介護予防・日常生活支援総合事業について記載しています。

基本目標 ……〇～〇〇ページ

① 基本目標1～8は、次のとおり記載しています。

基本目標ごとの体系図

：「施策」「施策の展開」「主な事業」で体系図化しています。



施策ごとの展開

：施策ごとの方向性などについての説明を記載しています。



主な事業

：事業ごとの概要・これまでの取組・今後の取組を整理しています。

事業の概要	
これまでの取組	
今後の取組	

※数値の表記ができるものは3年間の実績と、実績値に基づいた計画期間中の見込みや目標値を記載しています。また、2020年度の実績は、9月末現在の実績を掲載しています。

■主な高齢者保健福祉施策の対象別体系図■

元気な高齢者

事業対象の方

要支援者
(要支援 1, 2)

高齢者の生きがい・社会参加の促進

生きがい・社会参加

- ・いきいきシニアセンター（老人福祉センター）
- ・ゆめクラブ藤沢（老人クラブ）への支援
- ・高齢者いきいき交流事業
- ・いきいきシニアライフ応援事業
- ・社会参加活動の支援
- ・地域の縁側
- ・シルバー人材センターへの支援
- ・生涯学習などの支援
- ・湘南すまいるバス
- ・いきいきパートナー事業
- ・敬老事業など

介護保険サービス

予防給付

- ・介護予防訪問入浴介護
- ・介護予防訪問看護
- ・介護予防訪問リハビリテーション
- ・介護予防居宅療養管理指導
- ・介護予防通所リハビリテーション
- ・介護予防短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所療養介護
- ・介護予防特定施設入居者生活介護
- ・介護予防福祉用具貸与
- ・特定介護予防福祉用具販売
- ・介護予防住宅改修
- ・介護予防支援
- ・介護予防認知症対応型通所介護
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護

- ・養護老人ホーム

健康づくりの支援

- ・健康づくりの推進
- ・フレイル予防事業
- ・オーラルフレイル予防（口腔機能低下予防）事業
- ・高齢者の食育の推進など

地域支援事業＜介護保険事業費会計＞

介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業

- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・地域ささえあいセンター
- ・高齢者の通いの場
- ・地域団体への講師派遣

介護予防・生活支援サービス事業

- ・介護予防ケアマネジメント
- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

包括的支援事業

- ・いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）運営事業
（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援）
- ・生活支援体制整備事業（協議体・生活支援コーディネーター）

任意事業

- ・家族介護者教室事業
- ・認知症サポーター養成事業

在宅福祉サービス

- ・生活支援型ホームヘルプサービス
- ・寝具乾燥消毒サービス
- ・緊急通報サービス
- ・一時入所サービス
- ・紙おむつの支給

より支援が必要

軽度要介護者
(要介護 1, 2)

中度・重度要介護者
(要介護 3～5)

介護保険サービス

介護給付

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・福祉用具貸与
- ・居宅療養管理指導
- ・訪問入浴介護
- ・通所リハビリテーション
- ・特定福祉用具販売
- ・居宅介護支援
- ・訪問リハビリテーション
- ・短期入所生活介護
- ・住宅改修
- ・特定施設入居者生活介護
- ・訪問看護
- ・短期入所療養介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型通所介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

介護保険施設

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設
- ・介護医療院
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- ・認知症総合支援事業（認知症初期集中支援チーム・認知症ケアパスの活用・認知症地域支援推進員）
- ・在宅医療・介護連携推進事業（在宅医療支援センター、多職種研修）

- ・成年後見制度利用支援事業

- ・訪問理美容
- ・藤沢市福祉タクシー利用券

◇高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について◇

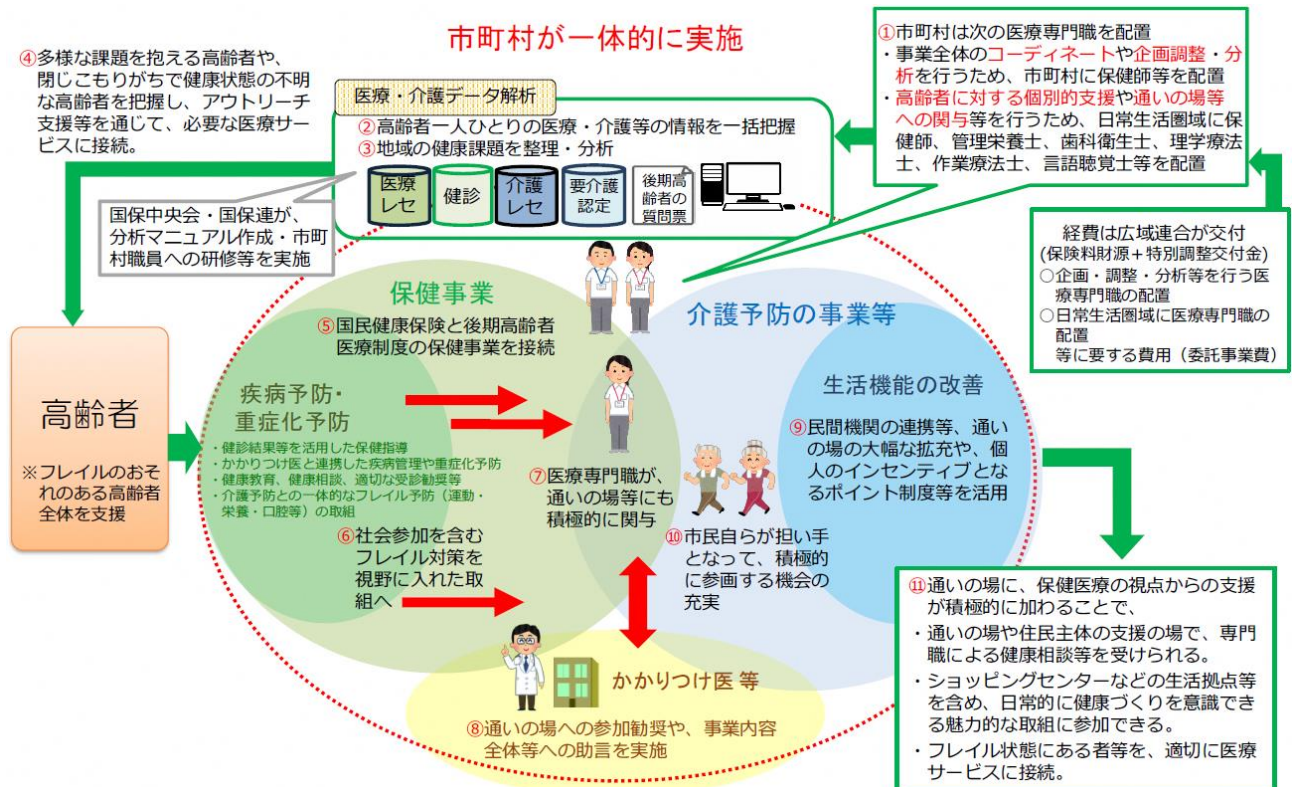
2019年（令和元年）5月22日に医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、市町村において、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施することとなりました。

【具体的な事業内容】

1. 高齢者にかかる医療、介護等のデータを突合し、地域の健康課題の分析
2. 健康課題がある人への個別支援
3. 通いの場等への積極的な関与
4. 医療・保健・介護に係る関係団体、事業者等との連携や連絡調整

藤沢市におきましても、令和3年度からの事業開始に向け、準備しております。

【高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）】



（厚生労働省保険局高齢者医療課 令和2年4月「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について（概要版）」）

基本目標1 生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
1 生きがいづくりの支援	(1) 高齢者の多様な活動・居場所の支援	<ul style="list-style-type: none"> ① シニア世代の起業支援 ② いきいきシニアセンター（老人福祉センター） ③ ゆめクラブ藤沢（老人クラブ） ④ 高齢者福祉大会・高齢者スポーツ大会 ⑤ 敬老会 ⑥ 敬老祝金 ⑦ いきいきシニアライフ応援事業 ⑧ 老人憩の家・老人ふれあいの家
	(2) 生涯学習などの支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 生涯学習人材バンク「湘南ふじさわ学びネット」 ② 高齢者を対象とした生涯学習 ③ 図書館宅配サービス
2 社会参加活動の支援	(1) ボランティアの育成・支援	<ul style="list-style-type: none"> ① ふじさわボランティアセンターとの連携 ② 地区ボランティアセンターへの支援 ③ いきいきパートナー事業 ※（総）
	(2) 高齢者の就労・就業支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① シルバー人材センターへの支援 ② 中高年齢者向け就労支援セミナー
	(3) 地域活動団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民自治組織・地域団体への支援 ② 市民参加型団体等の育成・支援 ③ 愛の輪福祉基金による活動団体助成

第4章 施策の展開

基本目標1 生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
3 地域コミュニティの活性化	(1) 地域交流拠点の推進 <small>シ</small>	① 地域ささえあいセンター ※（総） <small>シ</small> ② 地域の縁側 <small>シ</small> ③ 高齢者の通いの場 <small>シ</small>
	(2) 地域福祉を支える関係機関等との連携・支援の推進 <small>シ</small>	① 藤沢市社会福祉協議会との連携 <small>シ</small> ② 地区社会福祉協議会への支援 <small>シ</small> <small>シ</small>

※（総）・・・介護予防・日常生活支援総合事業の略

施策1 生きがいづくりの支援

超高齢社会を迎え、高齢者のライフスタイルや嗜好が多様化する中、平均寿命も伸びてきており、2019年（令和元年）では、男性が81.41歳、女性が87.45歳となっています。（厚生労働省「令和元年簡易生命表」より。）

近い将来、元気な状態で「人生90年時代」さらには「人生100年時代」が訪れようとしており、健康で充実した人生を過ごすことができる社会を築いていくことが重要となっています。こうした状況から、高齢者が地域で元気に暮らせるよう、趣味や教養の向上に関する講座などの実施、サークル活動の支援を行うとともに、高齢者が気軽に集まったり、活動できたりする場を提供するなど、高齢者の生きがいづくりを推進します。

（1）高齢者の多様な活動・居場所の支援

高齢者が生きがいを持って生活していくためには、高齢者の趣味や教養の向上などの講座の実施やサークル活動への支援、地域で活動している団体の周知、高齢者の居場所の提供など、高齢者のライフスタイルやニーズの多様化にマッチした、高齢者の生きがいづくりの機会や地域での活動の場の提供が重要となっています。

「高齢者の保健・福祉に関する調査（2020年調査）」では、約6割強の高齢者が、様々な地域活動への参加を希望しており、気軽に集まり、活動できる場の整備や、サークル活動への支援に対する要望も多くあげられています。

高齢者が地域で生きがいを持って暮らせるよう、いきいきシニアセンター（老人福祉センター）や老人憩の家・老人ふれあいの家などの交流・活動の場を提供するとともに、ゆめクラブ藤沢（老人クラブ）をはじめ、シニアに特化した地域活動の情報提供・地域活動に気軽に参加できるようなきっかけづくりなど、様々な活動の支援を行います。

【主な事業】

① シニア世代の起業支援		産業労働課
事業の概要	（公財）湘南産業振興財団などと連携し、シニア世代の起業を支援しています。 ① 創業支援資金「キュンとするスタートアップ」、「女性、若者／シニア起業家支援資金」（日本政策金融公庫融資）を利用するシニア世代に対する利子などの一部補助 ② コミュニティビジネスを行うシニア世代に対する優遇支援 ③ シニア世代を含むコミュニティビジネス事業者の事例発表会・ネットワーキングに対する支援	
これまでの取組	国から再認定を受けた創業支援事業に基づき、関係機関と連携して企業支援に取り組んでいます。	
今後の取組	次回の創業支援事業計画について、国の認定申請を行い、引き続き関係機関と連携し、各事業を進めていきます。	

② いきいきシニアセンター（老人福祉センター） 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	市内の南部・中部・北部それぞれに、湘南なぎさ荘・やすらぎ荘・こびし荘を設置し、高齢者の生きがいと健康づくりのための拠点施設として、様々な事業を展開しています。（指定管理業務）
これまでの取組	新型コロナウイルス感染症防止対策により、令和2年3月4日～6月30日まで臨時休館しており、7月1日から一部のサークル活動とマッサージ室の利用が再開される予定です。 感染防止の対策を十分に取しながら、高齢者の社会参加や生きがいづくりの促進を図っていきます。
今後の取組	多様化する高齢者のニーズやライフスタイルに即した様々な事業を展開するほか、利用者のボランティア活動への参加を支援し、地域の担い手創出に積極的に取り組むなど、引き続き、地域に根ざした施設運営を実施していきます。 あわせて、地域の縁側や一般介護予防事業で実施する「高齢者の通いの場」事業など、高齢者の参加が可能な地域資源が拡充しつつあることから、老人福祉センターのあり方や位置づけについて、総合的に検討していきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
延べ利用者数（人）	291,993	261,550	0			
延べ事業実施回数（回）	485	468	0			

③ ゆめクラブ藤沢（老人クラブ） 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	ゆめクラブ藤沢は、高齢者同士の交流を通じて、生きがいと健康づくりを図るとともに、地域を豊かにする活動に取り組む高齢者の自主的なグループです。高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図るため、藤沢市老人クラブ連合会と連携し、各クラブの活動・運営を支援しています。
これまでの取組	各単位老人クラブが高齢者の交流の場となるように、藤沢市老人クラブ連合会が実施する様々な事業を支援しています。 また、会員の高齢化に伴う解散・統合などにより、クラブ数・会員数ともに減少しており、会員の加入促進や活性化に向けた取組を進めています。
今後の取組	藤沢市老人クラブ連合会とのさらなる連携を図り、各クラブの運営や活動の支援を行うとともに、クラブ数・会員数の減少などの課題解決に向けた検討、会員の加入促進に向けた取り組みなどを支援していきます。

	実 績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
クラブ数（クラブ）	138	134	134
加入会員数（人）	6,456	6,369	6374

④ 高齢者福祉大会・高齢者スポーツ大会 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	高齢者の社会参加と健康増進を目的に、高齢者福祉大会と高齢者スポーツ大会を、藤沢市老人クラブ連合会への委託により実施しています。
これまでの取組	高齢者福祉大会・高齢者スポーツ大会を開催し、高齢者同士の交流や、会員の加入促進、健康増進・介護予防の促進などを図っています。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から両事業ともに中止としています。
今後の取組	高齢者の生きがいづくりと社会参加を支援するとともに、クラブ活動の活発化、高齢者同士の交流、会員の加入促進、健康増進・介護予防を図るため、引き続き実施していきます。また、高齢者のニーズの把握に努め、事業内容などについて検討します。

	実 績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
福祉大会参加者数(人)	877	842	0
スポーツ大会参加者数(人)	295	276	0

⑤ 敬老事業 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	高齢者の健康と長寿を祝うため、市内各地区において敬老事業を開催しています。
これまでの取組	83歳以上の高齢者を対象に、9月に各地区社会福祉協議会との共催で敬老会事業を開催していましたが、対象者に対する参加率の低さなどを踏まえ、敬老事業の見直しを行い、2020年度(令和2年度)から、各地区社会福祉協議会へ補助金を交付し、各地区の実情に応じた敬老事業を実施するための補助事業へ変更しました。 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止としています。
今後の取組	長年、社会に貢献された高齢者に敬愛の意を表し、健康と長寿をお祝いするため、事業を実施していきます。 また、見直し内容が適正であるか引き続き検討していきます。

	実 績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
対象者数(人)	20,621	20,498	23,358
参加者数(人)	2,972	3,030	0

第4章 施策の展開

基本目標1 生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進

⑥ 敬老祝金 福祉医療給付課

事業の概要	<p>高齢者の健康と長寿を祝うため、敬老祝金の贈呈を行っています。</p> <p>①90歳（卒寿）の方への敬老祝金の贈呈 ②100歳（百寿）の方への市長訪問による祝金と花束などの贈呈〔百歳訪問〕</p>
これまでの取組	<p>高齢化の進展に伴う対象者の増加などを踏まえ、敬老祝金事業の見直しを行い、2017年度（平成29年度）から、80歳の方への祝金の贈呈を廃止しています。</p>
今後の取組	<p>長年、社会の発展に貢献された高齢者を敬愛し、健康と長寿をお祝いするため、引き続き、事業を実施していきます。また、今後も対象者の増加が見込まれることから、他市の敬老祝金品などの贈呈の実施状況などを考慮し、事業内容について見直しを行います。</p>

	実 績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
＜敬老祝金贈呈＞			
贈呈者数 90歳（人）	1,238	1,219	0
＜百歳訪問＞			
訪問者数（贈呈者数）（人）	76	102	18

⑦ いきいきシニアライフ応援事業 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	<p>シニア世代が「生きがい」を感じるとともに、地域に貢献し、いきいきと充実したシニアライフを送ることができるように、シニア世代に特化した地域活動などの情報を提供し、地域活動などに気軽に参加できるようなきっかけづくりを行っています。</p>
これまでの取組	<p>2014年（平成26年）10月の事業開始から2020年（令和2年）2月までに、地域活動見本市を計11回開催し、地域で活動する市民活動団体が活動内容の展示や説明を行い、情報収集の機会を提供しました。また、シニア世代向け情報サイトにおいて、地域活動などの情報を提供するとともに、インターネットを利用しない方のために、シニア世代向け情報誌を年4回発行しています。</p>
今後の取組	<p>シニア世代が地域活動などに気軽に参加できるよう、地域活動などの情報を提供など、きっかけづくりを支援します。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大のため、地域活動の在り方も変化してきており、よりシニア世代が地域活動に取り組めるような支援も検討していきます。</p>

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)	2021年度(R3)	2022年度(R4)	2023年度(R5)
地域活動見本市来場者数（人）	822	1,266		1,090	1,220	1,370

⑧ 老人憩の家・老人ふれあいの家

地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	<p>高齢者の教養の向上、レクリエーションなどの場の提供や、高齢者と次世代との交流の促進を目的に、老人の家（善行・長後）、老人ふれあいの家（御所見）を設置しています。</p> <p>なお、御所見老人ふれあいの家は、2011年（平成23年）に中里子どもの家と合築し、世代間交流を図っています。</p>
これまでの取組	<p>高齢者の活動の場を提供し、高齢者間の交流や生きがいづくり・社会参加を促進しています。また、御所見老人ふれあいの家では、ユースデイなどの世代間交流事業の実施により、地域の子供たちとの交流が図られています。</p>
今後の取組	<p>施設の老朽化が進んでいるため、必要な修繕を行い、施設を利用しやすい環境や安全の確保に努めます。また、高齢者が、同世代や次世代と交流する場の提供、生きがいづくりを通して、社会参加の促進をはかります。</p>

	実 績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
＜善行老人憩の家＞			
延べ利用件数 (件)	382	337	0
延べ利用者数 (人)	5,369	4,783	0
＜長後老人憩の家＞			
延べ利用件数 (件)	234	233	0
延べ利用者数 (人)	3,294	3,107	0
＜御所見老人ふれあいの家＞			
延べ利用件数 (件)	398	328	0
延べ利用者数 (人)	5,775	5,021	0

(2) 生涯学習などの支援

生涯学習は、自らの興味や関心に基づき行われる自主的な活動であり、高齢者の生きがいや生活を豊かにするとともに、身につけた知識や経験を地域活動に生かすことで、地域社会の活性化や発展につながります。

高齢者であっても、年齢や性別にとらわれることなく、生きがいを持ち、豊かな高齢期を過ごすことができるよう、学びを通じた人と地域のつながりを推進するとともに、生涯にわたって学習活動に取り組めるよう支援します。

第4章 施策の展開

基本目標1 生きがいをもって暮らせる地域づくりの推進

【主な事業】

① 生涯学習人材バンク「湘南ふじさわ学びネット」 生涯学習総務課

事業の概要	様々な分野で豊富な知識や優れた技術を持つ方が、市民講師として登録し、地域の様々な生涯学習の場で活躍する機会を提供するとともに、市民が生涯にわたり学びたいことが学べるよう、学習のきっかけづくりを支援しています。
これまでの取組	積極的な生涯学習情報提供や、登録者を活用した事業等を行うことで、福祉施設や公民館、庁内各課をはじめ、地域における学習活動の支援と、学習成果の還元を行いました。 人材バンク登録件数：(個人) 254人、(団体) 42団体 ※2020年(令和2年)3月末時点の実績。
今後の取組	人材バンク制度の利用促進を図るため、講師情報の拡充を図るとともに、市民講師を地域人材として育成していくため、「生涯学習活動推進室」において市民講師や事業の参加者、公民館や他機関等とのネットワークを構築し、講師が主体的に活動できる場の創出に向けて、検討を進めていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
登録件数 (件)	282	296	300	310	320	330
利用件数 (件)	109	129	140	150	160	170

② 高齢者を対象とした生涯学習 生涯学習総務課

事業の概要	公民館において、高齢者を対象とした各種事業を実施しています。
これまでの取組	豊かな知識や技術を生かし、高齢者が主体的に学習できる様々な事業を実施しました。 高齢者対象事業：45事業(参加者延べ20,984人) ※2020年(令和2年)3月末時点の実績。
今後の取組	高齢者の主体的な学習を推進し、地域を中心とした仲間づくりや生きがいづくりにつながる、多様な学習機会の提供を行っていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
公民館事業 (件)	42	45	48	51	54	57

③ 図書館宅配サービス 総合市民図書館

事業の概要	図書館・図書室に来館・入室することが困難な高齢者や障がいのある方に対し、宅配ボランティアの協力により、図書館資料を宅配しています。
これまでの取組	<p>広報や館内ポスター等の周知を通じて、利用者やボランティアの申し込みがありますが、地域的な偏りがあることから引き続き幅広い募集を行っていく必要があります。</p> <p>また、今後は感染症の拡大を防止したボランティア活動のため、より一層の対策を講じていく必要があります。</p> <p>さらに、4つの図書館それぞれでボランティアの交流会を開催し、活発な意見交換を行うことができました。</p>
今後の取組	<p>利用者・ボランティアの地域的な偏りの解消を目指し、積極的な広報を行っていきます。</p> <p>利用者からのご意見や、定期的で開催しているボランティア交流会で出た意見を汲み上げ、より満足度の高いサービスを実現させていきます。</p>

	実 績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
延べ利用者数 (人)	2,006	1,884	840
貸出資料件数 (件)	7,946	7,711	3,524

施策2 社会参加活動の支援

現在、高齢者の中でも団塊の世代が、後期高齢者となる2025年（令和7年）を見据え、元気な高齢者が増加することに伴い、健康や生きがいづくり、社会参加施策の重要性がより一層高まっています。

これからは、高齢者自らが地域を「支える側」として、活躍していく時代に突入していくことが想定されます。

こうした状況から、高齢者自らが「人生100年時代」のライフデザインを考えていくとともに、働き方や社会参加の促進、ボランティアの育成及び地域団体などへの活動支援を通して、高齢者が参加しやすく、高齢者個人の活躍を支えていく地域社会づくりを推進します。

(1) ボランティアの育成・支援

超高齢社会を迎える中、元気な高齢者が増加するとともに、日常生活において支えの必要な高齢者も増加することが予想され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けるためには、支えの必要な高齢者を地域で支える多様な担い手が必要であり、地域で互いに支えあう「互助」の仕組みづくりが重要となっています。

その一つとして、元気な高齢者がこれまで培った経験と知識を生かし、地域を「支える側」として活躍することで、やりがいを感じるができるよう、ふじさわボランティアセンターをはじめとする関係機関・関係各課と連携し、ボランティアの育成や活動の支援を図ります。

【主な事業】

① ふじさわボランティアセンターとの連携		福祉健康総務課	
事業の概要	ボランティア活動に関する相談や情報提供、活動先の紹介などを行っている「ふじさわボランティアセンター」（藤沢市社会福祉協議会が運営）と連携して、ボランティアの育成・支援を実施しています。		
これまでの取組	藤沢市社会福祉協議会によるボランティア活動に関する相談・情報提供・マッチングや各種ボランティア養成講座等の継続実施により、ボランティア活動のきっかけづくりが行われ、ボランティア活動に携わる登録者数は継続して増加しています。 新型コロナウイルス感染症拡散防止を視野に入れた新しい生活様式を鑑みた、ボランティア活動の在り方やマッチングの仕組みを検討する必要があります。		
今後の取組	福祉的支援を必要とする方の状況を正しく理解し、社会や地域に貢献する意識を高めることを目的として、藤沢市社会福祉協議会による研修等を継続するとともに、新しいボランティア活動の在り方を学ぶ事業や仕組みづくりを行っていきます。また、地域福祉の担い手としてのボランティアの養成を行うとともに、地域福祉プラザが支援する当事者会等とのマッチングをコーディネートしながら、市民のボランティア活動への参加を支援していきます。		
	実 績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
ボランティア登録者数 (人)	5,476	5,675	

② 地区ボランティアセンターへの支援 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	地域におけるボランティア活動を推進する地区ボランティアセンターの設置・運営を支援することで、相互扶助機能の向上とボランティアのネットワークづくりを図っています。
これまでの取組	市内12地区に地区ボランティアセンターが開設されており、センターの運営にかかる費用について支援しています。
今後の取組	地域における高齢者が必要としている「ちょっとした手伝い」に着目し、地域の団体との意見交換を行い、各地区でのボランティア活動の推進を図っていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
設置箇所数 (カ所)	12	12	12	12	12	13

③ いきいきパートナー事業 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	高齢者が、指定の施設でボランティア活動を実施した際にポイントを付与し、累計ポイント数に応じて年間で最大5,000円の支援金を支給します。
これまでの取組	ボランティア活動を通して、高齢者の健康維持と社会参加の促進を図るとともに、介護保険施設などが地域社会との交流を深め、施設入所者がより豊かな時間を過ごせるように、事業を実施しています。 課題としては、ボランティア登録者に対しての継続的なフォローアップを行う必要性があります。
今後の取組	ボランティア活動への積極的な参加を促し、高齢者の経験や能力を生かした社会参加と活動機会の提供により、高齢者の介護予防の推進を図り、ボランティア活動の内容や対象者の拡大などについて、検討を行っていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
ボランティア登録者数 (人)	729	730	730	850	970	1090
受け入れ施設数 (施設)	114	120	120	126	132	138

(2) 高齢者の就労・就業支援の促進

平均寿命が延伸する中、働く意欲のある高齢者がこれまで培った知識や経験を生かし、一人ひとりが生涯にわたり、輝き続けることができる活躍の場が重要となっています。

これまでの60歳定年、定年後は余生といった時代は過ぎ去り、これからは、生涯現役で活躍できる「人生100年時代」に突入することが想定されることから、高齢者が就労・就業を通じて地域社会と関わりながら、豊かな高齢期を過ごせるように支援します。

【主な事業】

① シルバー人材センターへの支援 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、(公財)藤沢市まちづくり協会が設置したシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の就業による社会参加の促進を図っています。
これまでの取組	シルバー人材センターにおいて、高齢者の希望に応じた就業機会を幅広く確保・提供するとともに、就労に必要な知識及び技能の向上に努め、生きがいの充実、福祉の増進及び社会参加の推進を図っています。
今後の取組	高齢者が元気でいきいきと暮らせるまちづくりの推進として、高齢者の豊富な経験・知識・技能を活用した働く機会の提供及び社会参加を促進するため、 会員が希望する職種に就業できるよう 引き続きシルバー人材センターへの支援を行っていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
登録会員数 (人)	2,612	2,476	2,465			
実就業者数 (人)	1,008	1,006	740			
受託件数 (件)	6,295	6,334	419			

② 中高年齢者向け就労支援セミナー 産業労働課

事業の概要	キャリアを生かした再就職・転職を希望している方や定年後を見据えた働き方を考えたい方などを支援する中高年齢者向けの就労支援セミナーを実施しています。
これまでの取組	和元年度から藤沢公民館・労働会館等複合施設の指定管理事業の一つとして中高年齢向け就労支援セミナーを 年2回程度 開催しています。
今後の取組	課題として、新型コロナウイルス感染症拡大により、三密回避対策・規模の縮小などの対応が必要となっていることから、より多くの方が参加できるよう、オンラインでのセミナー開催など様々な手法を検討しながら、引き続き事業を実施していきます。

	実 績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
実施回数 (回)	2	2	1

(3) 地域活動団体への支援

市民同士や地域とのつながりが希薄化する中、誰もができる限り住み慣れた地域で元気に暮らすためには、互いに支えあう地域づくりが重要であり、主体的・積極的に活動する団体が地域で果たす役割は、ますます重要になっています。しかし、多くの活動団体では、担い手の高齢化や活動場所の確保などの課題を抱えています。

こうした状況から、地域で活動する様々な団体が継続的に活動できるよう支援し、活動の活性化を図ることで、高齢者が主体的に地域社会とつながることができる地域づくりを推進します。

【主な事業】

① 市民自治組織・地域団体への支援		市民自治推進課	
事業の概要	社会福祉、生活環境、交通安全、青少年育成、防犯、防災などの地域課題の解決を図っている自治会・町内会などの活動に対する様々な支援を行っています。		
これまでの取組	自治会・町内会の活動支援として市民組織交付金の交付や自治会長のつどい、出張講座を実施しました。また、今年度から自治会・町内会加入案内リーフレットの内容を見直し改訂しましたが、役員の担い手不足等従来からの課題は依然として残り、加えてコロナ禍での自治会活動の在り方など、新たな課題への支援も検討していく必要があります。		
今後の取組	日頃から受ける相談をもとに、自治会・町内会の役割のスリム化と地域コミュニティの活性化の両立を踏まえ、昨今の災害や感染症に対する懸念が深刻化する中での新たな地域課題の洗い出しをしていき、真に必要なとされる支援の在り方を検討していきます。		
	実 績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
市民組織(自治会・町内会)団体数 (団体)	476	477	478
地域コミュニティ拠点施設整備支援事業補助件数 (件)	6	5	2
認可地縁団体数 (団体)	32	32	32

② 市民参加型団体等の育成・支援 市民自治推進課

事業の概要	藤沢市市民活動推進計画の基本施策を総合的・計画的に推進し、市民参加型団体などの育成・支援を行っています。 ①市民活動への参加促進 ②市民活動を支援する体制の充実強化 ③多様な市民活動の創出
これまでの取組	市民活動団体が高齢化しているため、市民活動の新たな担い手の獲得が必要と考えております。また、地域住民のニーズをとらえた、地域課題の解決に取り組む人材育成事業の実施の必要性もあります。ただし、これらの事業を推進することに対しては常に、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策を講じることが求められます。
今後の取組	地域人材の掘り起こしのため、アウトリーチ型の人材育成事業の内容を見直していきます。また講座等の事業を開催する際は、オンライン講座に置き換えるなど、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した取組に変更をしていきたいと考えております。

	実 績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
市民活動推進センター登録団体数 (団体)	474	449	450

③ 愛の輪福祉基金による活動団体助成 福祉医療給付課

事業の概要	福祉施設や地域福祉活動への支援などを目的として、1984年（昭和59年）に愛の輪福祉基金を設け、活動団体を助成しています。
これまでの取組	令和2年度から、民間福祉団体やボランティア団体がより活用しやすいように制度を見直しました。門戸を広げ、提出方法等の簡素化を図ることで、申請団体の増加を試みます。
今後の取組	改正した制度で引き続き事業を実施していきます。また、より活用しやすい制度とするために、適宜制度の見直しを行います。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)	2021年度(R3)	2022年度(R4)	2023年度(R5)
助成事業数 (件)	196	186	94	190	190	190

施策3 地域コミュニティの活性化

超高齢社会・核家族化の進展、社会情勢の変化などに伴い、地域におけるコミュニティが希薄化する中、複雑な事情を抱えながらも相談する相手もなく、孤立してしまう状況を防ぐためにも、日頃からの声かけなど地域内におけるつながりの強化や身近に心のよりどころとなるような場を確保し、人の和を広げ、互いの暮らしを協力して支えあう仕組みづくりが重要となっています。多様な地域住民が気軽に立ち寄り、高齢者同士・多世代と交流できる機会の提供、介護予防、日常生活の相談・支援などにより、地域コミュニティの活性化を図り、元気に暮らせる地域づくりを推進します。

(1) 地域交流拠点の推進

超高齢社会の進展やひとり暮らし高齢者の増加などに伴い、地域コミュニティが希薄化する中、人と人とのつながりを持ち、孤立化・孤独化を防ぐためにも、高齢者などが気軽に立ち寄り、地域で交流できる身近な場の確保は重要です。

「人生100年時代」を見据え、誰もが安心して元気に暮らせる地域づくりを目指し、地域などと連携・協力して、高齢者などの生活支援や生きがいづくり・介護予防など地域で交流できる拠点施設の整備を進めます。

【主な事業】

① 地域ささえあいセンター			地域包括ケアシステム推進室			
事業の概要	高齢者などが気軽に立ち寄りことのできる通いの場の提供、各種相談、介護予防に関する講座、多世代交流などの事業を実施する「地域ささえあいセンター」の運営団体に対して支援を行います。 また、各施設に、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援等サービスの充実に取り組んでいます。					
これまでの取組	藤沢、長後、村岡、明治の4地区に、「地域の縁側」の「基幹型」として整備されています。					
今後の取組	地域の縁側の「基幹型」としての役割と、生活支援コーディネーターが配置されている特徴を生かし、協議体などを活用しながら、地域共生社会における拠点としての機能を強化していきます。 地区ごとの居場所事業（地域の縁側、高齢者の通いの場等）の整理を行っていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
設置箇所数 (カ所)	4	4	4	地区ごとの居場所事業の検討		
スケジュール	検証	整備方針の検討				

② 地域の縁側 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	<p>人と人とのつながりを強め、暮らしやすさを高めることを目的に、多様な地域住民が気軽に立ち寄り、集まりやすい身近な場を「地域の縁側」と位置づけ、事業実施団体を支援しています。</p> <p>一般的に言われている介護予防事業の「高齢者の通いの場」の一つとしての趣旨でもあります。</p>
これまでの取組	<p>2020年（令和2年度）4月1日現在、市内37か所（基本型25カ所、特定型8カ所、基幹型4カ所）で地域の縁側を実施しております。「各地区1カ所以上の設置」という目標につきましては、2018年（平成30年度）に達成しました。</p> <p>現状の課題としては、一度審査会にて事業決定した団体は次年度以降に書面上の審査しか行わずに事業が継続してしまうため、居場所としての質が担保できず、地域の縁側間の格差が生じてしまうことです。</p> <p>また、おしゃべりしたり、得意なことを教えあったりするなどの趣味や交流をメインとしていた「高齢者の通いの場」との違いについて、補助体系を含め、整理していく必要性があります。</p>
今後の取組	<p>引き続き、「市内40カ所」を目標として実施団体の募集に取り組んでいきますが、地域包括ケアシステムの視点での居場所事業として、高齢者の通いの場等との整理をしていきます。</p> <p>また、地域の縁側の年間を通したモニタリングや実施団体とのヒアリングの中で補助を継続するかどうかの審査を実施し、居場所事業としての質の向上を図ります。</p>

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実施箇所数 (カ所)	35	35	37	40	40	40
実利用者数 (人)	79,099	72,753	-			

(2) 地域福祉を支える関係機関等との連携・支援の推進

「人生100年時代」を支える地域づくりを進めるためには、高齢者やその家族からの様々な相談に対する的確に答えられるよう、関係機関との連携や支援体制が重要です。

「人生100年時代」を見据え、地域コミュニティの活性化を図るためにも、地域福祉を支える関係機関などとの連携による地域社会づくりに対する支援体制を推進します。

【主な事業】

① 藤沢市社会福祉協議会との連携		福祉健康総務課
事業の概要	地域住民や様々な関係機関・団体の参加と協力のもと、福祉サービスの提供や相談支援などを行っている藤沢市社会福祉協議会と連携し、地域の実情に応じた地域福祉を推進しています。	
これまでの取組	令和2年1月から藤沢市社会福祉協議会を市役所分庁舎に移転するとともに、その1階及び2階に設置する地域福祉プラザの運営にあたり、藤沢市社会福祉協議会と連携した取組を進めています。地域福祉プラザを拠点とした、各種の地域福祉を担う団体の連携に向けた仕組づくりを具体化していく必要があります。 コミュニティソーシャルワーカーの全地区配置に伴い、相談支援体制の強化が図られました。その結果として、保護司や学校等からの複雑な相談が増えており、課題解決に向けた取組が必要となっています。	
今後の取組	藤沢市社会福祉協議会と連携し、地域共生社会の実現をめざします。地域の相談支援体制の拡充や地域福祉プラザの運営を通じて、利用する当事者や地域活動の担い手等への支援を行う中で、地域福祉の推進に取り組んでいきます。	
② 地区社会福祉協議会への支援		福祉健康総務課
事業の概要	地域力を向上し、地域福祉の推進を図るため、自治会・町内会や民生委員・児童委員などの地域の福祉関係者により、市内13地区に組織された地区社会福祉協議会への支援を行います。	
これまでの取組	市内13地区の実情に応じた地区社会福祉協議会が実施する福祉事業に対して、藤沢市社会福祉協議会を通じて補助金を交付する等、継続的な支援を実施しています。一方で、新しい生活様式を鑑みた、新しい事業の在り方を検討する必要があります。また、地域福祉の推進にあたって、福祉事業の実施だけでなく、地域生活課題を解決するための地域資源の発掘や関係機関等との連携に向けた取組の重要性も増していることから、事業の在り方の見直しの中で、それらの取組につながるような検討が必要となっています。	
今後の取組	地域共生社会の実現をめざし、地区社会福祉協議会が各地域の実情に応じた福祉事業を実施する中で、地域資源の発掘や関係機関等とのつながりが充実できるよう、藤沢市社会福祉協議会と連携し、支援を継続していきます。	

基本目標2 認知症施策の総合的な推進

施策	施策の展開	主な事業
1 認知症支援体制の充実・強化	(1) 認知症の早期発見・早期受診・診断・対応	<ul style="list-style-type: none"> ① 認知症簡易チェックサイト ② もの忘れ相談 ③ 認知症初期集中支援チーム ④ 認知症受け入れ医療機関情報の提供
	(2) 「認知症になっても安心して暮らせるまち」をめざした地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 認知症ケアパスの活用 ② 認知症サポーター養成講座 ③ おれんじサポーターの養成 ④ 認知症地域支援推進員 ⑤ 認知症カフェの開催 ⑥ 認知症等行方不明者SOSネットワーク
2 認知症予防の推進	認知症予防のための事業の充実と普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ① 認知症予防に関する事業 ※(総)

※ (総)・・・介護予防・日常生活支援総合事業の略

施策1 認知症支援体制の充実・強化

(1) 認知症の早期発見・早期受診・診断・対応

超高齢社会を迎え、認知症高齢者が増加する中で認知症の方やその家族が地域で自分らしく過ごすためには、早期からの予防に取り組むとともに、認知症・軽度認知障がい（MCI）が疑われる場合には、早期支援につなげることが重要です。

認知症に対する不安や拒否感から、早期受診の機会を逸し、症状の悪化や対応の遅れとなり、本人や家族の困り感が増大してしまう場合が多くあります。

このような連鎖にならないよう、認知症が老化の一つであり、認知症になることが自然なこととして受けとめることができる意識の普及や認知症に関する正しい理解の啓発と、早期に医療につながる大切が必要です。

また、受診行動のハードルが低く、気軽に受診ができる体制整備も必要です。

認知症の方やその家族の生活を支援できるよう、早期診断・早期対応を含め、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）をはじめとした専門職による支援体制の充実・強化を図っていきます。

【主な事業】

① 認知症簡易チェックサイト		保健予防課
事業の概要	もの忘れの自覚や認知症の不安がある方や家族が、携帯電話やパソコンの画面に入力することで、認知機能の低下の程度を判定します。①「これって認知症？」（家族・介護者向け）と②「わたしも認知症？」（本人向け）の2つのモードがあります。	
これまでの取組	広報、ホームページ、関係機関へのチラシの配布等で周知を行っている。 2020年6月末で、①「これって認知症？」（家族・介護者向け）は771件、②「わたしも認知症？」（本人向け）674件のアクセスがありました。	
今後の取組	広報、ホームページ、関係機関へのチラシの配布など、引き続き周知に努めていきます。	

	実績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
アクセス数 (件)	9,834	9,027	2,893

② もの忘れ相談 保健予防課

事業の概要	もの忘れの心配のある方やその家族に対し、保健所職員（保健師・福祉職）による認知症テスト（予約制）や、嘱託医（精神科）によるもの忘れ相談を行っており、軽度認知障がい（MCI）などの有無を判定し、受診や生活習慣の改善などを助言しています。
これまでの取組	嘱託医(精神科)による認知症相談、もの忘れ相談を月2回、保健所職員(保健師、福祉職)による認知症テスト(予約制)を実施しています。 軽度認知障がい（MCI）と判定された方には、数ヶ月後の再テストや生活改善を促し、認知機能の維持が可能となるよう、引き続き支援しています。認知症と判定された方には、医療の紹介及び家族支援を行います。
今後の取組	軽度認知障がい（MCI）と判定された方には、数ヶ月後の再テストや生活改善を促し、認知機能の維持が可能となるよう、引き続き支援していきます。認知症と判定された方には、医療の紹介及び家族支援を行います。 また、早期に相談につながるように、広報、ホームページなどを通して、本人、家族、支援者などに、引き続き周知を行っていきます。

	実績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
相談件数 (件)	45	37	15

③ 認知症初期集中支援チーム 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	認知症になってもその人らしく、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症サポート医・医療職・福祉職で構成する「認知症初期集中支援チーム」が、認知症の方やその家族に対する診断・対応を含めた早期支援を行います。
これまでの取組	2015年（平成27年）1月から認知症初期集中支援チームを設置し、年間22回のチーム員会議を組んでいます。いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）などの関係機関に事業周知を行い、対応件数は増加しました。認知症サポート医はチーム員会議に参加し、認知症の方や家族に対して訪問での相談や専門職への助言をしています。また、チーム員会議には、いきいきサポートセンターの職員も参加し、チーム員会議後に連携して支援をしています。
今後の取組	チーム員会議の年間開催数は維持し、新規の相談者に随時対応していきます。引き続き、早期支援・早期介入に努め、医療や福祉サービスなど、より多くの支援の充実を図っていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)	2021年度(R3)	2022年度(R4)	2023年度(R5)
新規相談件数 (件)	15	17	10	20	20	20
チーム員対応件数 (件)	34	40	20	40	40	40

④ 認知症受け入れ医療機関情報の提供		保健予防課
事業の概要	認知症が疑われる場合などの早期受診のため、藤沢市医師会の協力のもと、市内の医療機関に調査を実施し、認知症受け入れ医療機関情報の作成・提供を行っています。	
これまでの取組	2020年3月に新たな冊子を作成し、4月から6月にかけて関係機関に配布しました。	
今後の取組	定期的に医療機関に再調査を行い、新しい情報を市民に提供できるようにしていきます。	

(2) 「認知症になっても安心して暮らせるまち」をめざした地域づくり

認知症に関する正しい知識を広く普及することは、本人の不安軽減とともに周囲の人の気づきの促しとなります。ひとり暮らし高齢者が認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるためには、地域での見守り、各関係機関で気になったことをつなぐ体制、地域づくりが必要です。

また、たとえ認知症になっても、地域の一員としての役割をもった人格を尊重することは、安心して地域で暮らし続けていくための地域づくりとして大変重要なことです。そのためには、認知症についての正しい理解、認知症の方の困り感への共感、声かけや見守りなど、対応方法も含めた普及啓発を進めます。

【主な事業】

① 認知症ケアパスの活用		地域包括ケアシステム推進室
事業の概要	認知症の人の状態に応じた適切な福祉・介護・医療サービスの提供の流れなどを示した「認知症ケアパス」の普及啓発を行うことで、認知症の人やそのご家族を地域で支え、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進していきます。	
これまでの取組	医師会・歯科医師会、薬剤師会、居宅介護支援事業所連絡協議会、いきいきサポートセンター、民生委員・児童委員、金融機関等の関係機関へ認知症ケアパスを配布するとともに、市民へ直接情報が届くよう、認知症普及啓発イベント、認知症サポーター養成講座、高齢者活動見本市、高齢者の個別訪問、終活ノートの窓口配布時など機会を見つけて、認知症ケアパスの配布に努めてきました。	
今後の取組	認知症のご本人・ご家族からの意見を取り入れ、より充実した内容となるように検討するとともに、企業等職域への普及も推し進めていきます。	

② 認知症サポーター養成講座 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族の応援者として、地域の中で温かく見守る「認知症サポーター」を養成します。
これまでの取組	若い世代からの認知症の理解を深めるため、小中学校へ講座の開催を働きかけるとともに、児童クラブ・高校生向けの講座を市直営で実施いたしました。また、金融・交通機関、小売業など働く世代向けの講座数も年々増加しています。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンライン講座の実施など新しい生活様式に合わせた内容で開催しています。
今後の取組	引き続き、若い世代への普及・啓発として、小・中学校での開催を推進するとともに、認知症バリアフリーな社会をめざし企業等職域へも働きかけ、地域全体で認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざします。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
サポーター養成数 (人)	2,968	3,711	43	2,000	2,500	2,500
累計サポーター数 (人)	23,374	26,085	26,128	28,585	31,085	33,585
サポーター数人口比率 (%)	5.17	6.02	5.97	6.55	7.10	7.65

③ おれんじサポーターの養成 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、認知症サポーターを対象に、ステップアップ講座「おれんじサポーター養成講座」を開催しました。修了された方には「おれんじサポーター」として活動を展開していただき、地域での見守り体制づくりを推進します。
これまでの取組	こども向け認知症サポーター養成講座の寸劇、市主催の認知症カフェ運営補助が活動主体です。 おれんじサポーター同士のつながりが希薄なため、定期的に集まり、自主的な活動に繋がるようなバックアップが必要です。
今後の取組	認知症の人やその家族の意見を伺いながら、おれんじサポーターと当事者がつながるような活動の企画など活動内容の充実を図っていきます。 おれんじサポーターの定例会を開催し、サポーター同士の交流を図り、自主的な活動を支援していきます。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
養成講座回数 (回)	1	0	0	1	1	1
累計サポーター数 (人)	60	60	60	80	90	100

④ 認知症地域支援推進員		地域包括ケアシステム推進室
事業の概要	認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症地域支援推進員を配置し、地域の支援機関との連携体制の構築・認知症に関する普及啓発を行います。	
これまでの取組	<p>認知症の普及啓発のため、認知症サポーター養成講座や認知症カフェの企画実施、認知症カフェマップの作成やおれんじサポーターの養成・活動支援を行いました。また、市の認知症関連事業などを紹介する「おれんじNews」の配布、認知症の診断を受けたご本人が地域で活躍している動画の配信や、ポスターの作製、公共施設での掲示を通じ、認知症の普及啓発に努めてきました。</p> <p>令和2年度は、市のホームページの改定を行い、認知症関連情報を整理し、認知症地域支援推進員通信「キュンさんぽ♪」を創刊、市の認知症関連事業を紹介しています。</p>	
今後の取組	<p>認知症に対する正しい理解を、幅広い年代、団体に普及していきます。</p> <p>また、認知症ご本人の視点を大切にし、認知症のご本人と共に「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」を推進していきます。</p>	

⑤ 認知症カフェの開催		地域包括ケアシステム推進室
事業の概要	認知症の人やその家族、地域住民や専門職などが交流する場を提供します。	
これまでの取組	<p>市内で活動している認知症カフェ・家族会の活動をまとめた「認知症カフェ&交流会・家族会マップ」を作成し、周知啓発に努めています。また認知症カフェ・家族会を主催している団体同士の意見交換会を開催しました。</p> <p>令和元年度に認知症カフェ補助金を創設し、認知症カフェの拡充に努めました。</p>	
今後の取組	<p>認知症カフェ補助金制度の普及、認知症カフェスタートアップ講座の開催等、認知症カフェの活動が市内で広がっていくよう、支援していきます。また、市直営の認知症カフェ「えのカフェ」も引き続き開催していきます。</p>	

⑥ 認知症等行方不明者SOSネットワーク 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	認知症などにより行方不明となるおそれのある高齢者の家族が、本人の情報を事前に登録しておくことで、行方不明となった際に関係機関と情報の共有や、連携した捜索を行い、早期保護を図ります。
これまでの取組	高齢者が認知症などにより行方不明となった際に、警察などの関係機関と連携して捜索を行っています。 また、身元不明の高齢者が市内で発見された場合には、特別養護老人ホームにおいて、一時的な保護を行っています。 行方不明の高齢者の早期発見により安全が確保されるとともに、家族等の介護負担の軽減が図られました。
今後の取組	地域で生活する高齢者が増加し、認知症高齢者なども増加することが予想され、高齢者の安全確保や家族等の負担軽減のためにも事業の継続が必要です。見守り全般として、他市や民間企業での実施状況を踏まえた事業の再構築や強化を検討していきます。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
登録者数 (人)	156	145	121			
通報処理件数 (件)	3	3	0			
一時保護件数 (件)	0	0	0			

施策2 認知症予防の推進

認知症は特別な疾患ではなく、加齢とともに誰にでも起こりうる問題です。

2015年（平成27年）1月に発表された厚生労働省の推計によると、2012年（平成24年）時点では高齢者の15%の方が認知症とされ、正常と認知症との中間の状態の軽度認知障がい（MCI）と推計される人と合わせると、65歳以上の約4人に1人が認知症の人またはその予備軍とも言われています。

今後10年でその割合は増加し、2025年（令和7年）には高齢者の約20%の方が認知症になるとも言われており、このため本市では、平成31年4月「藤沢おれんじプラン」を策定し、認知症予防や認知症の早期対応などを柱として推進します。

また、令和元年6月に国が取りまとめた「認知症施策推進大綱」は「共生」と「予防」を柱としています。ここで言う予防とは、認知症にならないという意味ではなく、認知症になるのを遅らせる、または認知症になっても進行を緩やかにするという意味です。

できる限りいつまでも、住み慣れた地域で尊厳をもって暮らせるよう、幅広い世代に対して認知症に関する正しい知識の普及啓発や情報提供を行い、認知症の方やその家族を地域で支える体制づくりに努めます。

認知症予防のための事業の充実と普及啓発

認知症は、加齢とともに誰にでも起こりうる身近な問題ですが、生活習慣病予防などの疾患予防が効果的なこともあり、様々な認知症予防施策に取り組めます。

特に、体を動かすこと、人との関わりや社会とのつながりをもった様々な活動による生活習慣病予防、介護予防の重要性について、普及啓発を進めます。

【主な事業】

① 認知症予防に関する事業				地域包括ケアシステム推進室		
事業の概要	認知症予防を目的に、生活習慣の改善や、認知機能を高める課題など、認知症予防の講座の実施や認知症予防に資する活動の推進に取り組んでいます。					
これまでの取組	認知症予防に関する講座や、物忘れなど認知機能の低下に不安のある方を対象にした講座の実施や、認知症予防に効果があると言われていたコグニサイズの普及に努めました。 民間企業・専門職団体との連携、高齢者の自動車運転をテーマにして講座の開催など事業内容の工夫をしてきましたが、講座の参加者数は、年々減少しております。「認知症」というタイトルに抵抗があるのか、なかなか参加者が集まりにくいのが現状です。					
今後の取組	運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等、生活習慣病の予防・社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持などが、認知症予防に資する可能性が示唆されています。 認知症予防についての正しい知識の普及とともに、地域において高齢者が身近に通える場所の充実や、コグニサイズなど予防に資する可能性のある取組を推進していきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
教室参加人数 (人)	186	125	38	200	240	240
教室実施回数 (回)	18	9	2	10	12	12

基本目標3 介護予防と健康づくりの推進

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
1 健康寿命の延伸	健康づくり・介護予防事業の推進 	① 一般介護予防事業 普及啓発の推進 ①
		② 一般介護予防事業 地域介護予防活動支援の推進 ②
		③ 健康づくりの推進 ③
2 自立支援・重度化防止の取組	(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進	① 訪問型サービスA ①
		② 訪問型サービスC (短期集中予防サービス) ②
		③ 介護予防ケアマネジメント ③
	(2)生活支援の体制整備	① 生活支援コーディネーター ①
		② 協議体の開催 ②
	(3)地域ケア会議の開催	① 地域ケア会議

施策1 健康寿命の延伸

我が国の平均寿命と健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）との差は大きく、健康寿命の延伸が課題となっています。

本市は、健康寿命日本一をめざし、個人の健康づくりへの支援と、健康なまちづくりの体制整備に努めているところです。

高齢者本人への自助の促しに加え、高齢者が地域の中で生きがいや役割を持って生活できるよう、本人を取り巻く環境整備を含めた総合的な施策を検討し実施します。

(1) 健康づくり・介護予防事業の推進

高齢者がいつまでも元気であることは、本人はもとより家族、地域にとっても大変重要なことです。

そのためには、自助としての健康づくり、介護予防の普及啓発と、自分自身で健康管理をしていくセルフメディケーションなどの意識の醸成などが必要です。

また、介護予防などの取組を継続して実践していくための環境整備を進めます。

一般介護予防事業等に今後求められる機能

令和元年5月に国は、有識者による「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会」（以下「検討会」とする）を立ち上げ、一般介護予防事業に今後求められる機能、PDCAサイクルに沿った介護予防事業の推進について検討し、12月にその報告が取りまとめられました。

【一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会取りまとめ概要】

- 通いの場の取組をはじめとする一般介護予防事業は、住民主体を基本としつつ、効果的な専門職の関与も得ながら、従来の介護保険の担当部局の取組にとどまらず多様な関係者や事業等と連携し、充実を図ることが必要である。
- こうした取組をより効果的・効率的に行うためには、PDCAサイクルに沿った推進が重要である。

本市においても、検討会の報告を踏まえ、専門職の通いの場への派遣、多様な主体・事業等と連携した事業の展開、より効果的・効率的な事業のあり方を検討するためにPDCAサイクルに沿って事業を推進していきます。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な推進による「セルフケア」

健康寿命日本一をめざす本市では、「健康な地域づくり」というコンセプトのもと、年齢で区切ることなく、切れ目ない支援の実施に向け、一体的な事業展開を図ります。

医療・介護双方の視点からのアプローチと、若い頃からのフレイル予防を推進します。

多様な主体と協力した「コミュニティケア」

地域では様々な住民主体による活動が展開されており、今後もさらに「地域の支えあい活動」を支援し、取組を進めていくことが望まれています。

日常生活を楽しくさせてくれる居場所や、一人ひとりが活躍できる場など、社会参加や生きがい介護予防につながる、高齢者がいきいきできる取組を進めます。

また、そのためには、福祉保健分野に限らない視点も大切に、民間企業等、産業分野と連携して推進します。

フレイル予防の促進

高齢になり、筋力の低下、活動の低下、認知機能の低下、精神活動の低下など、健康障がいを起こしやすい虚弱の状態を「フレイル」と呼んでいます。

この状態を未然に予防し、あるいは、状態を軽減させることは、健康寿命の延伸には、大変効果的です。

既存の介護予防事業におけるフレイル予防の普及啓発はもとより、歯科医師会との連携によるオーラルフレイル予防（口腔機能低下予防）、薬剤師会との連携によるポリファーマシー対策（活用バグの活用）などに取り組んでまいります。

「介護予防アクションプラン」

～介護保険認定調査から見えるデータを活用した介護予防～

介護予防・重度化防止の施策の推進及び、要介護者の増加・重度化に伴う、介護予防給付費の削減が重要課題となっています。

その対策の一環として、要介護状態になった原因の上位である、「転倒・骨折」の状況を、介護保険認定調査のデータを基に分析し、介護予防事業内容の充実を図ってまいります。

<事業概要>

○藤沢市民が要介護状態となった理由を、介護保険認定調査から分析し、「見える化」する。

○要介護状態になった原因の上位である、「転倒・骨折」の要因を分析することにより、「転ばない」「転ばせない」アクションプランと、フレイル対策などの介護予防事業に活かす。

【主な事業】

① 一般介護予防事業 普及啓発の推進 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	65歳以上のすべての方を対象に、自ら介護予防活動に取り組めるよう、介護予防に関する普及啓発と、要介護状態にならないための健康づくり・介護予防事業を実施しています。
これまでの取組	主に公民館や市内の介護予防事業所等を会場としてロコモティブシンドローム予防や認知症予防などを中心に、介護予防に関する講座を実施しています。 現状の課題としては、参加者が固定化している傾向がみられ、参加者数も減少傾向にあることから、新たな普及啓発の方法の検討する必要があるということです。
今後の取組	フレイル予防の3つの柱（運動、口腔・栄養、社会参加）を中心に、フレイル予防の重要性の普及啓発を進めていきます。 また、地域の状況に合わせたフレイル予防事業を検討し、進めていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
参加人数(延べ) (人)	2,068	1,667	0	2130	2400	2660
実施回数 (回)	150	84	0	143	156	169

② 一般介護予防事業（自主活動） 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	65歳以上のすべての方を対象に、自ら介護予防活動に取り組めるよう、介護予防に関する普及啓発と、自主的に健康づくり・介護予防に取り組む体制の整備や、支援を推進していきます。
これまでの取組	<p>①身近な地域で健康づくりや介護予防に関する講演会や講座を開催できるように専門職を地域団体へ派遣しています。類似の事業として、「藤沢市介護予防とりくみ推進事業」がありましたが、本事業との整合性を鑑みて令和元年度をもって終了しました。</p> <p>②高齢者の通いの場については、専門職を派遣し、介護予防に関する講座を行ってきました。</p> <p>③介護予防運動自主活動団体（通称 公園体操）は 2020年（令和2年度）4月1日現在、市内29カ所まで実施をしています。</p> <p>現状の課題としては、健康増進事業と共通項が多いので、健康増進事業と連携を図り、より効率的に団体支援を行っていく必要があります。</p>
今後の取組	<p>②高齢者の通いの場については、住民主体の介護予防の取組の一つとして、運動指導士や歯科衛生士、栄養士、リハビリ職などの専門職を介入させることで介護予防の拠点としての位置づけを確立していきます。</p> <p>そのために、現在の事業運営者との協議や居場所事業の整理を行っていきます。</p> <p>③公園体操については、実施団体とヒアリングを実施し、事業継続に向けて必要な支援を進めていきます。</p> <p>また、健康増進事業との連携を深めていきます。</p>

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
通いの場参加者数(実人数)	11	11	7	2000	2700	3800
通いの場参加率 (%)	24	24	29	1.8	2.5	3.5

※ 実績の項目、単位を変更しています。これまでは介護予防運動自主活動団体と通いの場の個所数を実績にしていたのですが、今後は通いの場への参加延べ人数と参加率（高齢者人口に対する）を実績としていきます。介護予防自主活動団体については、健康増進事業と連携を進めていくため、数値目標は設定しません。

③健康づくりの推進		健康増進課
事業の概要	健康的な生活習慣や自分の健康状態に応じた健康づくりに取り組むことができるよう、普及啓発、健康相談及び健康づくりに取り組みやすい環境整備を図ります。	
これまでの取組	健康増進計画（第2次）中間評価結果から、肥満の割合の増加や、運動習慣のある人の割合の減少など、様々な課題が見られ、今後、重点的に取り組むべき方向性として生活習慣病予防の取組の強化、受動喫煙防止対策の強化、身体活動の取組の強化、生涯を通じた自立した生活を送るための健康づくり、次世代を含めたすべての市民の健やかな生活習慣形成を図る必要があります。	
今後の取組	身近な場所で自分の健康状態に気づく機会を得られるような環境や日常生活の中で自然と体を動かしたくなるような環境、望まない受動喫煙を防止するための環境の整備を図るほか、いつまでも自立した生活を送ることができるための介護予防と健康づくりの一体的な取組、次世代を含めたすべての市民の健やかな生活習慣形成を図ります。	

施策2 自立支援・重度化防止の取組

今後、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症高齢者が増加していくことが想定される中、高齢者などが要介護状態になることの予防と、要支援・要介護状態になっても状態を悪化させず、日常生活の自立に向けた取組が必要となります。

また、誰もが地域で活躍できる場や参加しやすい機会を増やすことは、地域の活性化とともに、地域活動を支える担い手の方々にとっても、生きがいづくりや介護予防につながることから、サービスを利用する方も担い手も、すべての高齢者を対象に、地区における支えあい活動の中で展開されることが重要です。

高齢者の自立した日常生活の支援、要介護状態などになることの予防と要介護状態などの軽減や、悪化の防止に向けて、様々なサービス提供や取組を実施していきます。

令和3年度から、市町村の判断により、希望する居宅要介護被保険者が、総合事業の介護予防・生活支援サービス事業を利用することが可能となりました。

介護保険給付に組み合わせたケアプランの作成も含め、ケアマネジャーによるケアマネジメントを通じて適切な事業の利用が確保されるよう体制の整備を図ります。

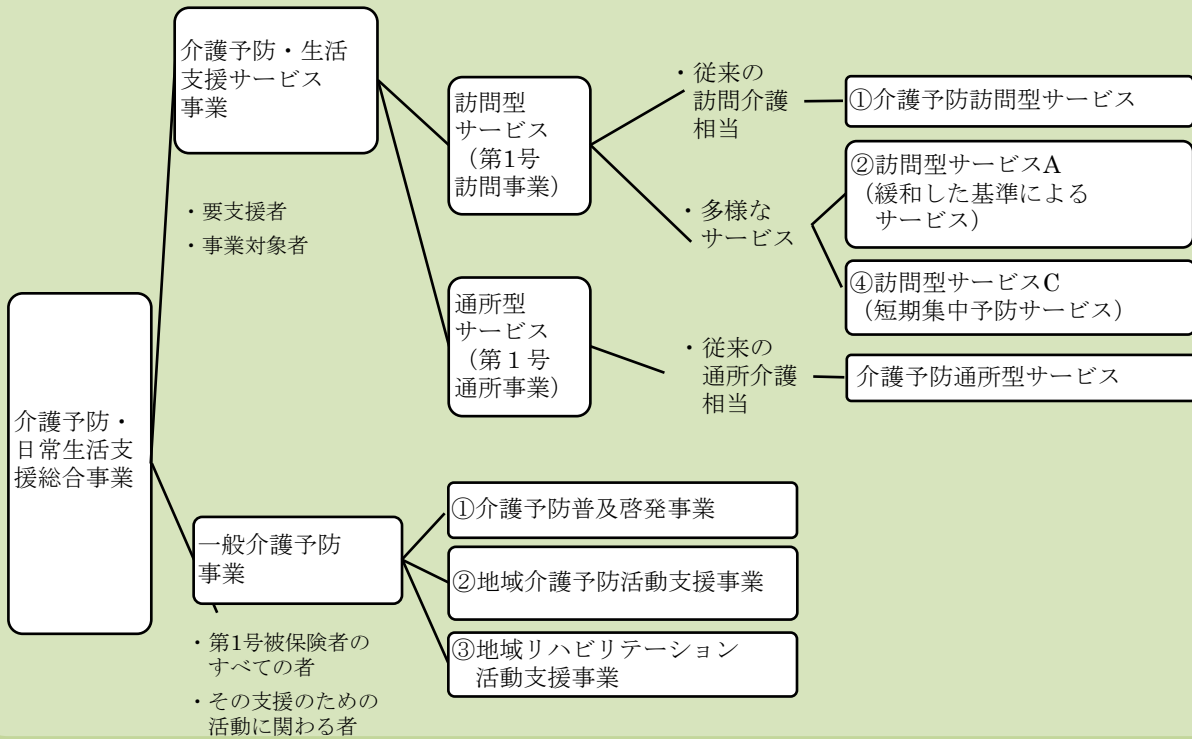
(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進

高齢者が要介護状態になることを可能な限り防ぐとともに、要支援・要介護になっても、状態を悪化させず、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられることが重要です。

本市では、2016年（平成28年）10月から、介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、「介護予防・生活支援サービス事業」の多様なサービスとして、「訪問型サービスA」及び「訪問型サービスC」を実施しています。

今後に向けても、新たな生活支援サービスの創設や担い手の育成につながる取組を進めます。

＜本市の介護予防・日常生活支援総合事業の構成図＞



【主な事業】

① 訪問型サービスA（基準緩和型サービス）			地域包括ケアシステム推進室 介護保険課			
事業の概要	在宅系サービスの需要拡大に対応するため、従来の介護予防訪問介護の人員基準等を緩和して、新たな担い手の確保を目指し、比較的軽度な要支援認定者等に対して生活援助サービスを提供します。					
これまでの取組	訪問型サービスAの担い手を創出するための介護スタッフ研修を行いながら、生活援助の一部のサービスを提供する体制づくりを進めています。					
今後の取組	サービスの提供内容については分かりにくい部分があり、研修修了者が雇用につながらず、利用が進まない現状があるため、いきいきサポートセンターなどの事業者と意見交換を行いながら、当該サービスの目的である高齢者等の担い手確保を重点に制度内容の見直しを検討します。					
	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
訪問型サービスA (人/月)	14	12		調 整 中		

② 訪問型サービスC（短期集中予防サービス） 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	要支援認定を受けている方と事業対象者のうち、体力や生活動作の改善に向けた支援が必要な方を対象に、保健・医療の専門職による居宅での相談指導を短期間（3～6か月）集中的に行います。
これまでの取組	リハビリテーション専門職の在籍している施設や、管理栄養士の職能団体など地域の専門職団体に委託し、短期間の介入において生活機能の向上・改善が見込まれる対象者に、居宅での相談指導を行っています。
今後の取組	引き続き、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）及び居宅介護支援事業所にサービス内容の周知を行い、介護予防として有効に活用できるよう事業の充実を図ります。また、地域ケア会議で検討された事例において、生活機能の向上・改善の見込みのある場合は、リハビリテーション専門職などからサービス利用を促します。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
利用者数 (人)	3	9	6	10	10	10
サービス利用 延べ件数 (件)	15	49	14	50	50	50

③ 介護予防ケアマネジメント 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）では、事業対象者や要支援認定の方に対して、適切なアセスメントのもと、その状態や置かれている環境などに応じた目標を設定し、その達成に向けたサービスの利用などにより介護予防の取組を生活の中に取り入れ、介護予防ケアプランを作成します。
これまでの取組	本人の「したい、できるようになりたい」という思いを大切に、重症化予防・重度化防止に着目した自立支援型の介護予防ケアマネジメントを進めてきました。また、介護予防・自立支援を目的とした地域ケア会議を実施し、いきいきサポートセンター職員やケアマネジャーのスキルアップを図ってきました。
今後の取組	介護予防や自立に向けた目標指向型の介護予防ケアプランと、高齢者自身がそれを理解したうえで主体的に取り組めるような支援が実施できるよう、地域ケア会議などの専門職からの助言や研修などを通じて、引き続き、ケアプラン作成のスキルアップを図っていきます。また、居宅介護支援事業所に外部委託を行いやすい環境整備を進めていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
介護予防ケアマネジメント延べ件数 (件)	29,906	28,261	12,210	31,765	32,730	33,725

※2020年度（令和2年度）は8月審査分までの実績。

※2019年度（令和元年度）は11か月分の実績。

(1) 生活支援の体制整備

各地区の生活支援ニーズを把握し、地区の特性に合わせた取組を推進するために、多様な主体が提供する生活支援等サービスの充実や、ネットワーク化、ボランティアなどの生活支援の担い手の育成などを図っていきます。

協議体を開催し、各地区における地域生活課題を明確化する一方で、各地区の社会資源を把握し、関係機関・団体などとの連携により、今後の対策について検討します。

また、生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足するサービスを明確にし、地域の実情に基づき、高齢者などが担い手として活躍できる場の醸成を図ります。

今後に向けては、地域ケア会議と、協議体双方において、地域課題に対する意見交換を行い、新たな住民主体の生活支援などの創設や担い手の醸成につながるよう取組を進めます。

【主な事業】

① 生活支援コーディネーター 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	<p>高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立して暮らし続けるために必要な生活支援等サービスの充実に向け、「生活支援コーディネーター」を配置し、次の取組を進めています。</p> <p>①生活支援等サービスの提供主体となる団体など、地域資源の把握や開発とそのネットワーク化</p> <p>②ボランティアなどの生活支援の担い手の育成など</p> <p>地域の生活支援に関するニーズとサービスのマッチング</p>
これまでの取組	<p>藤沢市全域（第1層）を単位とした第1層生活支援コーディネーターと、市内13地区の日常生活圏域（第2層）を単位とした第2層生活支援コーディネーターが13地区に、それぞれ配置されています。</p> <p>生活支援等サービスや地域資源の実態把握を行い、協議体などの場において、地域への情報発信の方法や地域人材の養成などについて検討・実践を進めています。</p>
今後の取組	<p>各地区及び市全域での生活支援等サービスの実態把握を進めていくとともに、地域資源の開発などの検討やネットワーク化、ボランティアなどの生活支援の担い手の発掘、育成の拡充に関して、具体的な取組を検証していきます。</p> <p>さらに、各地区での生活支援に関するニーズやサービスのマッチングの充実と各地区の共通した課題を市全域の課題として、解決に向けた検討を行い施策に結びつけていきます。</p>

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
第1層配置 人数 (人)	1	1	1	1	1	1
第2層配置 地区数 (カ所)	4	12	13	13	13	13

② 協議体の開催 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	生活支援等サービス提供体制の整備に向けて、多様な主体の参画が求められることから、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置することにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発などを推進しています。
これまでの取組	藤沢市の13地区それぞれにおいて、多様な主体が参画し、定期的に情報共有を行い、連携強化、ニーズを踏まえた取組を実施する協議体を開催しました。委員の意見を踏まえた形で、各地区の課題感を共有し、具体的な取組として、見守り、居場所づくり、つながり・交流、子育てなど、それぞれの地区が様々なテーマで議論を深め、取組を実施しました。
今後の取組	第2層の協議体においては、これまで実施してきた具体的な活動をさらに進めるとともに、郷土づくり推進会議をはじめとした地域の他の会議や民間企業との連携を深め、より様々なニーズに対応できる仕組みづくりを図っていきます。 第1層の協議体においては、引き続き、市内各地区で共通する課題について、各地区の協議体での検討内容を集約するなかで、市域において必要な取組について意見交換を実施し、施策への反映を検討していきます。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
第1層開催回数 (回)	0	1	0	1	1	1
第2層設置地区 (カ所)	13	13	13	13	13	13
第2層開催回数 (回)	57	49	1	52	52	52

※2020年度（令和2年度）は8月末時点の実績。

(2) 地域ケア会議の開催

高齢者が住み慣れた地域で安心して、いつまでも自分らしい生活を送ることができるよう、地域における専門職が協働し、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や介護支援専門員の介護予防ケアマネジメント支援などを通じて、高齢者の自立支援を促します。

【主な事業】

① 地域ケア会議			地域包括ケアシステム推進室			
事業の概要	多職種が協働して、個別ケースの支援内容を検討することで、高齢者の自立に資するケアマネジメントを実施し、被保険者の課題解決や自立支援の促進、QOLの向上をめざします。また、個別ケースの検討により共有された地域生活課題を、協議体といった他事業における検討課題として取り上げることなどにより、地域づくりや政策形成に結びつけていきます。					
これまでの取組	2018年度（平成30年度）から市内13地区ごとに、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）が主催して実施。事業対象・要支援・要介護2までの個別事例を対象とし、医師・歯科医師・薬剤師・リハビリテーション専門職・管理栄養士などの専門職から助言により支援内容の検討を行い、地域課題の把握につながるよう会議運営を行っています。 2020年度（令和2年度）から第2層生活支援コーディネーターが助言者に加わりました。					
今後の取組	引き続き、市内13地区において開催を継続します。地域ケア会議の運営として、地域づくり・資源開発、政策形成へと発展していくことを目標とし、地域ケア会議で把握した地域課題を、協議体や他の会議体の場で意見交換を行い、新たな住民主体の生活支援などの創設や担い手の醸成につながるよう取組を進めます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
会議開催数 (回)	13	35	11	39	39	39
検件数 (件)	26	70	22	78	78	78

基本目標4 医療・介護及び福祉連携による在宅生活の充実

施策	施策の展開	主な事業
1 日常生活の支援	(1) 生活支援サービスの提供	① 生活支援型ホームヘルプサービス ② ごみの一声ふれあい収集 ③ 高齢者いきいき交流事業 ④ ふれあい入浴事業 ⑤ あんしんみまもりカード
	(2) 在宅福祉サービスの提供	① 緊急通報サービス ② 紙おむつの支給 ③ 寝具乾燥消毒サービス ④ 一時入所サービス ⑤ 訪問理美容サービス ⑥ 藤沢市福祉タクシー利用券 ⑦ 福祉有償運送
	(3) 介護者への支援 (ケアラーケア)	① 家族介護者教室 ② ケアラー（介護者）に対する支援の充実
2 在宅医療・介護連携の推進	多機関協働による包括的支援体制の推進	① 在宅医療支援センター ② 在宅医療推進会議 ③ 在宅医療に関する普及啓発 ④ 多職種研修会 ⑤ 在宅療養者等歯科診療推進事業 （お口の相談窓口） ⑥ 藤沢市障がい者等歯科診療事業 ⑦ かかりつけ薬局の普及啓発

施策1 日常生活の支援

高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や日中ひとりになる高齢者が増加し、日常生活において何らかの支援を必要とする高齢者の増加が予想されます。そのため、公的サービスなどのフォーマルな支援だけでなく、インフォーマルな支援などを含めた日常生活の支援が重要です。高齢者が住み慣れた地域でできる限り自立して暮らせるよう、地域住民、NPO 法人、民間事業者など、地域の多様な主体と連携を図り、引き続き、日常生活を支える支援を実施します。

(1) 生活支援サービスの提供

超高齢社会を迎える中、できる限り自宅で生活するためには、何らかの支援を必要とする高齢者の実情やニーズに適した生活基盤の整備が重要となります。

高齢者の実情やニーズを把握するため、2016年度（平成28年度）に実施した要介護・要支援認定を受けていない方を対象とした「高齢者の保健・福祉に関する調査」では、日常生活に不安や不自由を感じる方が52%で、そのうち、ひとり暮らし高齢者が約19%、高齢者のみ世帯が約39%となっています。内容としては、ご自身や家族の健康が約7割弱、掃除や料理などの生活援助に関することが約3割となっています。（複数回答）

高齢者が住み慣れた自宅で、できる限り暮らし続けられるよう、家族介護者の負担軽減を含め、地域において、日常生活を支援する体制づくりを推進します。

【主な事業】

① 生活支援型ホームヘルプサービス 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	様々な事情により日常生活の支援を必要とする、介護保険の要支援・要介護の認定が非該当及び介護予防・日常生活支援総合事業の基本チェックリストが非該当の方に、介護保険サービスと同等のホームヘルプサービスを提供しています。
これまでの取組	様々な事情により支援を必要とする在宅高齢者などにホームヘルパーを派遣し、家事援助、身体介護などのサービスを提供しています。 介護保険や介護予防・日常生活支援総合事業等の制度の狭間にある方へのサービスとして、重要なものとなっています。
今後の取組	制度の狭間にある支援対象者のセーフティネット事業として、ホームヘルプサービスを提供し、生活の安定を図ります。 高齢者に限らず、生活支援を必要とする生活困窮者、障がい者手帳が非該当となった方、児童等の幅広い世代を対象としたサービスへの転換や、他課類似事業との統合を含め、事業実施方法の検討を行います。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
実利用者数 (人)	2	3	2			
延べ提供回数 (回)	88	102	26			
延べ提供時間 (時間)	76	102	26			

② ごみの一声ふれあい収集 環境事業センター

事業の概要	生活ごみ（大型ごみ・特別大型ごみを除く）・資源を集積場所まで常時持ち出すことが困難で、身近な人やボランティアなどの協力が得られない高齢者世帯や障がい者世帯などを対象に、暮らしやすい生活環境を整えるため、市職員が玄関先から一声をかけて生活ごみ・資源を収集しています。
これまでの取組	地域包括ケアシステム推進室と連携をはかり、一声ふれあい収集事業内容の周知や広報に努めたため、新規の申請者が増加しています。 また、収集時に事前連絡がないケースあり、安否確認等に時間がかかり、収集時間の遅延につながり、今後の課題です。
今後の取組	超高齢化社会が発展する中、今後も利用者はさらに増加することが見込まれます。引き続き、サービスの質を落とさず、より充実した制度としていくためにも関係各課と課題や情報の共有をはかり、地域の見守り活動や、ゴミ出し等の支援活動の体制整備など検討し進めてまいります。 また、ふれあい収集の充実をはかり担当車輛の増車を検討していきます。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
利用者数 (人)	654	667	707	750	800	850

③ 高齢者いきいき交流事業 福祉医療給付課

事業の概要	本市在住の70歳以上の方を対象に、2010年（平成22年）10月から、本市指定のはり・きゅう・マッサージ治療院、公衆浴場、いきいきシニアセンター（老人福祉センター）、公設スポーツ施設などで使用できる助成券を交付しています。
これまでの取組	対象者からの申請に基づき助成券を交付し、高齢者の健康増進と介護予防を図っています。 交付枚数に対する利用率が低く留まる一方で、対象者の増加による財政的負担が増大していること、また、利用できる施設が特定の地域に偏っていることが課題となっています。
今後の取組	今後、対象者の増加が見込まれるなかで、利用状況や利用者のニーズを把握し、事業の実施方法や内容について見直しを行います。

	実績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
交付件数 (件)	46,737	48,859	47,902
実利用枚数 (枚)	1,792,835	1,734,537	549,705

④ ふれあい入浴事業 福祉医療給付課

事業の概要	藤沢浴場組合に加盟する市内公衆浴場において実施している、シニア&ファミリーデー（毎週水・金曜日）、イベントデー（不定期）、及びそれらの広報活動にかかった費用について、補助金を交付しております。
これまでの取組	令和2年度から制度を見直しました。従来は高齢者を水曜日、親子を金曜日に限定し割引サービスを行ってまいりましたが、どちらも水曜日と金曜日にサービスを利用できることとし、さらに親子からファミリーに適用拡大したことで、今まで以上に利用しやすくなりました。
今後の取組	改正した制度で引き続き事業を実施していきます。より利便性の良い制度にしていくために、適宜見直しを図ります

	実績			計画期間		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)	2021年度(R3)	2022年度(R4)	2023年度(R5)
延べ利用者数 (人)	34,001	25,349	16,177	26,000	26,000	26,000

⑤ あんしんみまもりカード 福祉健康総務課

事業の概要	あんしんみまもりカード（救急医療情報カード）を配布し、市民がかかりつけ医や持病、緊急連絡先などを記入したカードを冷蔵庫に貼ったり、携帯することにより、救急時に利用者の情報を迅速かつ確実に医療機関などに伝えることができます。
これまでの取組	あんしんみまもりカードは、ごみ収集日程カレンダーの巻末綴じ込みにより毎年全戸配布しているほか、各市民センター・公民館をはじめとする関係各課の窓口でも配布を行っており、市のホームページなどで事業の周知を行っています。
今後の取組	市や関係団体が主催している事業や研修会などの場で、あんしんみまもりカードについて案内するほか、広報ふじさわなど、市で発行している媒体を活用して周知を図り、広く市民の方に活用いただけるよう取組を進めていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
累計配布数（冊）	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000	270,000

（2）在宅福祉サービスの提供

高齢者の在宅生活を継続することへの希望は高く、高齢者の実情やニーズを把握するため、2016年度（平成28年度）に実施した調査では、要介護・要支援認定を受けていない方の約64%（高齢者の保健・福祉に関する調査）が、介護が必要になっても自宅で生活することを希望しています。

引き続き、様々な福祉サービスを提供することにより、支援を必要とする高齢者や介護をする家族の身体的・経済的負担の軽減を図るとともに、住み慣れた地域で安心して在宅生活を続けることができるよう支援していきます。

【主な事業】

① 緊急通報サービス 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	慢性疾患などにより日常生活上注意を要する状態にあるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを対象に、緊急通報装置を貸与し、緊急時の対応や、日常の相談を受け、不安を解消するとともに、定期的な安全確認を行い、高齢者の安全を確保する緊急通報サービスを実施しています。
これまでの取組	事業見直しの一環として、令和2年度中に受信センター機能を民間事業者へ切替える対応を行っています。令和2年12月中に全利用者の切替えが完了する予定です。
今後の取組	リーフレット等の作成をし、各市民センター等に配下する等、周知を行い、広く市民の方に活用いただけるよう取組を進めていきます。

	実 績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
新設置件数 (人)	121	78	82
実利用件数 (回)	855	812	640(6月末)

② 紙おむつの支給 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	在宅でねたきりや認知症などの理由により、常時おむつを使用している高齢者（要介護4・5の方は40歳以上）で、一定の要件を満たす方を対象に、毎月一定枚数の紙おむつを支給しています。
これまでの取組	毎月おむつを支給することで、利用者及び介護者などの経済的・精神的負担の軽減を図っています。事業対象者の増に伴う利用者の自然増により、決算額が増加していることが課題です。
今後の取組	高齢化の進展に伴う対象者の増加や利用者ニーズの多様化を考慮する中で、限られた財源の中でより効果的に事業を実施できるよう、事業対象者や事業の在り方について、見直しを行います。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)	2021年度(R3)	2022年度(R4)	2023年度(R5)
実利用者数 (人)	1,090	1,111	835			
延べ支給件数 (件)	9,213	9,281	1,599			

③ 寝具乾燥消毒サービス 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	在宅で生活する高齢者で、ねたきりの方や布団干しができない方などを対象に、掛布団や敷布団などの寝具の丸洗い・乾燥・消毒を行うサービスを実施しています。
これまでの取組	寝具の丸洗い・乾燥・消毒サービスを実施することで、布団干しができない方の衛生的で快適な生活を支えるとともに、利用者の経済的負担の軽減を図っています。 今後も事業を継続可能なものとするため、令和2年度からは利用要件の一部見直し、所得に応じた実施回数の変更を行いました。
今後の取組	事業を継続可能なものとするため、利用要件の一部見直しを行い、所得に応じた実施回数の変更を令和2年度から実施する。今後も年間の延べ利用回数が増える可能性があり、事業内容の見直しについては引き続き検討していく。

	実績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
実利用者数 (人)	285	105	67
延べ支給件数 (件)	1,760	1,832	202

④ 一時入所サービス 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	ひとり暮らしや、介護をしている家族の急病など、様々な事情により一時的に在宅生活が困難となった高齢者を対象に、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの一時入所サービスを提供し、高齢者や介護者の生活の安定を図っています。
これまでの取組	高齢化の進展に伴い、生活環境上の問題や経済的理由により居宅生活が困難な高齢者や虐待からの緊急避難等社会的理由により、一時入所サービスを提供し、利用者の生活を再建する上で一定の役割を果たしております。
今後の取組	被虐待高齢者、身元不明高齢者、認知症高齢者などの利用が増加する中、一時入所を必要とする幅広い高齢者に対応し、セーフティネットとしての役割を今後も担っていく必要があり、引き続き事業を実施していきます。

	実績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
実利用者数 (人)	30	23	2
延べ提供日数 (日)	335	635	67

⑤ 訪問理美容サービス 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	ボランティア活動に積極的に取り組んでいる、神奈川県理容生活衛生同業組合藤沢支部と神奈川県美容業生活衛生同業組合藤沢支部の協力により、在宅ねたきり高齢者を対象に、年2回、無料で訪問理美容サービスを提供しています。
これまでの取組	外出が困難な寝たきり高齢者に対し、自宅での理美容サービスを提供することで、衛生的な生活を支援しています。令和元年度からは、最大3回まで利用できるようになりました。
今後の取組	引き続き事業を実施することにより、高齢者の衛生的な生活を支援するとともに、理容師、美容師を通じた地域社会とのつながりを推進します。

	実 績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
利用者数 (人)	24	17	0
延べサービス提供回数 (件)	36	63	20

⑥ 藤沢市福祉タクシー利用券 福祉医療給付課

事業の概要	在宅ねたきり高齢者を対象に、通院などで福祉タクシーを利用する際の乗車費用を助成しています。
これまでの取組	令和2年度から制度を見直し、従来交付していた時間制運賃（初乗り30分）の利用券から、距離制運賃（金額制）に変更しました。乗車した距離に応じて利用できるため、初乗り運賃分の補助より利便性が上がりました。
今後の取組	改正した制度で引き続き事業を実施していきます。より利便性の良い制度にしていくために、適宜見直しを図ります。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)	2021年度(R3)	2022年度(R4)	2023年度(R5)
交付者数 (人)	42	44	27	50	50	50
交付枚数 (枚)	848	782	2,423			
実利用枚数 (枚)	412	331	645	450	450	450

⑦福祉有償運送 福祉医療給付課

事業の概要	福祉有償運送は、介護を必要とする高齢者や障がいのある方など、ひとりで公共交通機関による移動が困難な方が、通院・通所やレジャーなどに利用する移送サービスです。 サービスを実施するNPOなどの非営利法人が道路運送法上の登録を行うため、市町村と地域の関係者で構成された運営協議会を開催し、協議を行っています。
これまでの取組	制度の認知があまりされておらず、利用者だけでなく、サービス実施団体も少なく思われます。外出支援等を図るためにも、より一層の周知が求められます。
今後の取組	引き続き事業を実施していきます。利用者だけでなく、実施団体の増加を図るためにも、制度の周知を行っていきます

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
サービス提供団体数 (団体)	8	8	7	8	8	8

(3) 介護者への支援（ケアラーケア）

「遠方介護」や「ダブルケア」、「老老介護」など、家族介護者を取り巻く課題は多様化しており、新たな視点での家族介護者支援施策や事業の推進が急務となっています。

介護者が求めている支援として、①相談援助・支援、②介護に関する情報や知識・技術の提供、③介護者同士の支えあいの場の確保、④介護者に関する周囲の理解などの「要介護者の家族介護力」として支援するだけでなく、「家族介護者の生活・人生」の質の向上に対しても支援する視点が大変重要であり、本市としても総合的に取り組んでいきます。

また、家族介護者の介護離職防止に向け、労働担当部門と連携を図っていきます。

【主な事業】

① 家族介護者教室			地域包括ケアシステム推進室			
事業の概要	要介護高齢者などを介護している家族や介護に関心のある方を対象に、介護技術などに関する講座や、介護者同士の交流を行う家族介護者教室を開催しています。					
これまでの取組	市内の介護老人保健施設・特別養護老人ホームを設置する社会福祉法人などへの委託と、市直営での教室開催を行っています。 家族介護者教室は、介護離職やアンガーマネジメントなど、介護に取り組む家族等を支援する内容を取り入れました。					
今後の取組	要介護者が増加することが予想される中、介護者のニーズを把握し、身近な地域で、介護者が必要な情報や知識・介護技術を習得でき、介護負担が軽減できるような内容に加えて、「介護者本人の人生の支援」に着目した教室を開催していきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
延べ参加者数 (人)	492	414	0	470	470	470
延べ講座開催回数 (回)	43	42	0	45	45	45

② ケアラー（介護者）に対する支援の充実		地域包括ケアシステム推進室
事業の概要	<p>さまざまな介護や看護などのケアをしている多世代のケアラー（家族などの無償の介護者）や、その支援者に対し、ケアラー当事者の交流の場の開催などの支援、講演会やシンポジウムの開催を行います。</p>	
これまでの取組	<p>2008年度（平成20年度）から実施している在宅介護者の会「ほほえみの会」は、2010年度（平成22年度）以降、月1回実施しており、2018年度（平成30年度）から会場を市役所内に変更しています。</p> <p>また、ダブルケアなどの理解を深めるための周知や、介護者の負担が軽減することを目的に「介護者応援ハンドブック」を作成しました。</p>	
今後の取組	<p>要介護者の増加とともに、介護者の状況も多様化し、育児と介護を同時に行うダブルケアや、介護を理由に離職してしまう介護離職の問題なども深刻化していくことが予想されることから、他部門と連携した取り組みを進めていきます。また、講演会などの開催を通じて、幅広い世代に対し、介護に関する知識や地域情報を発信していきます。</p> <p>ケアラーの孤立防止、心と身体の健康維持などを目的に、家族会の継続や、介護者が活用できる新しいツールの作成なども行っていきます。</p>	

施策2 在宅医療・介護連携の推進

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、できる限りいつまでも暮らし続けられるよう医療・介護が連携し、一体となって支援できる体制づくりが重要になります。

在宅医療を推進するため、在宅医療拠点（在宅医療支援センター）を運営し、関係機関とのネットワークにより、本人の状態に応じたサービスを提供できる体制づくりをめざします。また、高齢化の進展に伴い、医療及び介護を必要とする高齢者がますます増加する中で、高齢者が安心して在宅生活を送ることができる地域社会を実現するためには、各専門分野における枠組みを超えた多職種によるチームケアが重要です。

引き続き、多職種からの相談しやすい環境づくりや情報共有ができる体制の強化に向けて、関係機関との連携を推進します。

① 多機関協働による包括的支援体制の推進

今後、ますます増加が想定される高齢者が、安心して在宅医療を受け、療養生活を送ることができるためには、在宅医療に携わる医療機関のすそ野が広がることが必要です。

多職種が連携を強め、顔の見える関係により、地域の支援体制を強化するとともに、地域住民が、在宅医療に関する理解を深め、自らの意思により療養生活について選択ができるよう、情報提供を行います。

また、看取りに関する取り組みや、地域における認知症の方への対応力の強化を図っていきます。

② 目標志向型の自立支援と自己決定支援「ACP」の視点

本人の「したい、できるようになりたい」という思いを大切にしたい、重症化予防・重度化防止に着目した自立支援型の介護予防ケアマネジメントを進めます。

進めるにあたっては、本人の思いに沿った目標の達成に向けて、介護予防・自立支援をテーマとした地域ケア会議などを実施し、効果的な支援に努めます。

また、「ACP」の視点での在宅医療・介護連携における多職種連携を推進します。

【主な事業】

① 在宅医療支援センター 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	本市の効果的な在宅医療を推進するとともに、円滑な医療と介護の連携を推進するため、在宅医療支援センターを運営しています。在宅医療に携わる多職種や関係機関との連携を進めています。
これまでの取組	藤沢市医師会に委託し、2015年（平成27年）6月に在宅医療支援センターを開設しました。在宅医療の拠点として、医療と介護の支援機関からの相談に対応し、コーディネート業務を行っております。 また、多職種研修会の企画・開催、市民への普及啓発など、在宅医療・介護連携を、在宅医療支援センターが中心となり推進しています。
今後の取組	引き続き、在宅医療支援センターが中心となり、在宅医療・介護連携を推進できるよう支援していきます。 また、多職種・多機関連携を通じて、在宅医療支援センターの周知と、他の相談支援機関との連携強化を進めていきます。

	実 績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
相談件数 (件)	172	215	123

② 在宅医療推進会議 地域包括ケアシステム推進室

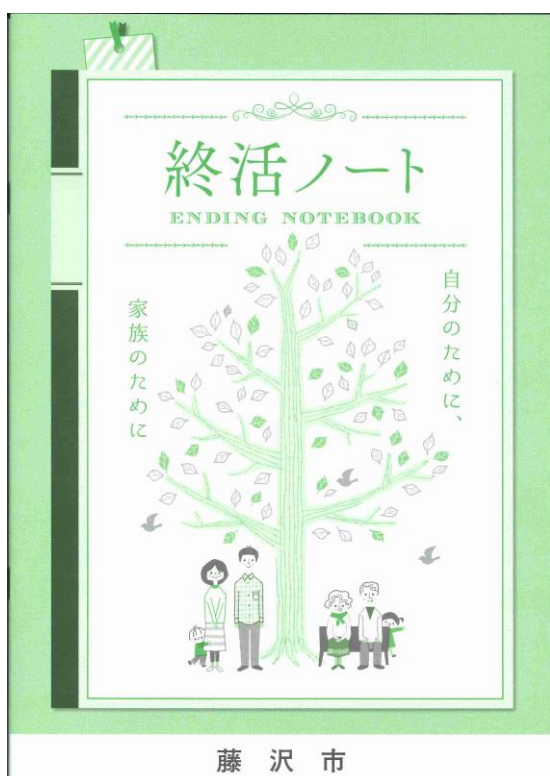
事業の概要	医療・介護の各分野の関係機関が集まる在宅医療推進会議を開催し、現場の声を聞きながら課題を共有し、検討を重ねることにより、在宅医療の推進と円滑な医療・介護の連携を図っています。
これまでの取組	在宅医療支援センターの役割、多職種研修会の開催、市民への普及啓発など、各機関が抱える課題について、情報交換・意見交換を行い、在宅医療・介護連携の推進を図っています。
今後の取組	引き続き、医院、歯科医院、薬局などのかかりつけをもつことや、認知症施策を含む地域医療・介護予防・看取りに関する取り組みなどについても、総合的に検討できる体制づくりを進めます。

③ 在宅医療に関する普及啓発

地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	円滑な在宅医療の推進のためには、何よりも支援を必要とする方やその家族が、在宅医療についてよく理解し、選択することが重要です。そのため、市民にわかりやすい情報提供をはじめ、在宅医療に関する普及・啓発を行っています。
これまでの取組	<p>医院、歯科医院、薬局などのかかりつけをもつことや、在宅医療、看取りに関する普及啓発を目的に、市民向けの講演会を開催しました。その他、出前講座を行い、身近な地域での普及啓発に努めています。</p> <p>また、周知用のリーフレットや「終活ノート」を作成し、普及啓発に活用しています。終末期の選択を含む「終活」、「人生のしまい方」、「ACP（人生会議）」などの視点からの普及啓発を図りました。</p>
今後の取組	引き続き、様々な分野や他機関との連携・協働により、在宅医療や看取り、終末期の選択に視点をいた普及啓発に取り組んでいきます。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
市民公開講座 開催数 (回)	1	1	0	2	2	2
市民公開講座 参加者数 (人)	63	64	0	100	100	100
出前講座 開催数 (回)	11	21	1	20	20	20
出前講座 参加者数 (人)	320	642	17	600	600	600



第4章 施策の展開

基本目標4 医療・介護及び福祉連携による在宅生活の充実

④ 多職種研修会 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	医療・介護の連携により、退院後の在宅生活への円滑な移行や医療的ケアが必要な方への支援の質の向上を図るため、多職種間の連携に向けた研修会などを実施します。
これまでの取組	2016年（平成28年度）から、地区別懇談会を開催し、毎回多くの専門職が参加されており、事例検討などのグループワークを行いました。多職種研修会では看取りやACP（人生会議）などをテーマに開催しました。
今後の取組	全体研修会の継続、地区別懇談会は発展させていくとともに、地域ケア会議、協議体などの連携を図り、地域における認知症の方の対応力のさらなる強化、ACP（人生会議）や看取りに対する取り組みを進めていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
延べ講座開催回数 (回)	11	8	0	9	9	9
延べ参加者数 (人)	1,306	731	0	600	600	600

⑤ 在宅療養者等歯科診療推進事業（お口の相談窓口） 健康増進課

事業の概要	高齢期は、口の機能を維持することが重要であり、在宅療養中の市民が、必要な歯科診療や口腔ケアを継続的に受けることができるように、「お口の相談窓口」を設置し、相談や診療を申し込みやすい環境を整え、市民の歯及び口腔の健康づくりの推進を図っています。
これまでの取組	相談件数、訪問件数ともに昨年並の推移をみせています。今後の、新たな生活様式の影響も考慮しながらの事業実施が求められています。
今後の取組	介護と医療の一体化に向け、本事業の位置づけを整理していく必要があります。

⑥ 藤沢市障がい者等歯科診療事業 障がい福祉課

事業の概要	一般の歯科医では治療が困難な要介護高齢者のための歯科治療などを実施しています
これまでの取組	新型コロナウイルス感染拡大により、当事業においては感染リスクの高い患者に対する診療を行っているため、密を避けて最新の注意を払った診療を行っています。
今後の取組	一般の歯科診療では治療が困難な要介護者高齢者のための歯科治療や摂食嚥下リハビリテーションを引き続き行っていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
延べ患者数 (人)	1,275	1,260	429	1270	1270	1270

⑦ かかりつけ薬局の普及啓発		福祉健康総務課
事業の概要	<p>薬局の薬剤師が専門性を発揮して、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と、重複投薬を防ぐなど薬学的管理の指導などを行うもので、地域包括ケアシステムの中で地域に密着した薬局の普及啓発を図ります。</p>	
これまでの取組	<p>かかりつけ薬局の普及啓発については、在宅医療・介護連携に係るかかりつけ医の推進の一環として取り組んでいます。その他、おくすり手帳についても薬の適正使用の視点から、市主催のイベントの際などを活用して普及啓発を行いました。</p>	
今後の取組	<p>フレイル予防の視点でのかかりつけ薬局の普及啓発はもとより、高齢者等が正しくお薬と付き合い、疾病予防や重度化防止、安全・安心な療養生活ができるように広い視点での地域の薬局、薬剤師との連携を行っていきます。</p>	

基本目標5 介護保険サービスの適切な提供

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
1 介護サービス基盤の整備	(1) ニーズを中長期的に見据えた整備目標 ①	① GISを用いた分析等 ② 介護離職ゼロ等に向けた基盤整備 ③ 施設・居住系サービスの整備 ④ 地域密着型サービスの整備
	(2) 共生型サービスの取組	①
2 介護現場の革新に向けた支援	(1) 介護人材の確保・定着促進とイメージ改善 ①	① 介護の入門的研修事業 ② 外国人介護職員受入支援事業 ③ 介護職員等研修受講料助成事業 ④ 介護のしごと相談会バスツアー ⑤ 介護の職場体験事業 ⑥ 介護のしごと出前授業 ⑦ 介護職員等キャリアアップ研修支援事業
	(2) 人手不足に対応したマネジメントの構築	①
	(3) 介護ロボット・ICTの活用 ①	① 介護労働環境の改善プロジェクト ①

施 策	施 策 の 展 開	主 な 事 業
3 介護保険制度の適正な運営	(1) サービスの質の向上 <small>④</small>	① 地域密着型サービスにおける独自報酬の見直し <small>④</small> ② ケアマネジメント支援事業 <small>④</small> ③ 介護サービス相談員派遣事業 <small>④</small> ④ 運営推進会議の支援 <small>④</small>
	(2) 介護給付費等の適正化の推進 <small>⑤</small>	① 要介護認定の適正化 <small>④</small> ② 介護給付費通知 <small>④</small> ③ ケアプラン点検 <small>④</small> ④ 縦覧点検・医療情報との突合 <small>④</small> ⑤ 住宅改修等の点検 <small>④</small>
	(3) 低所得者の支援 <small>③</small>	① 保険料の減免制度 <small>④</small> ② 居宅サービス等自己負担額助成 <small>④</small> ③ 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度 <small>④</small>
	(4) 介護事業者に対する指導・監査の強化 <small>④</small>	

施策1 介護サービス基盤の整備

計画期間内における事業所整備については、これまでの整備状況や地域の実情、介護離職ゼロの実現、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの整備状況なども踏まえて、ニーズを的確に把握し、中長期的な視点とともに施設・居住系サービスと地域密着型サービスのバランスを考慮して整備を進めます。

(1) ニーズを中長期的に見据えた整備目標

本市の計画期間内における整備目標値については、地域の実情等を分析し、介護サービスのニーズ把握を行ったうえで、地域包括ケアシステムの推進を目指す2025年、さらに高齢者人口がピークを迎え、現役世代が急減する2040年の双方を念頭に、中長期的な視点をもって設定をします。

① GIS手法を用いた分析等

地理情報システム（以下「GIS」という。）を用いて地域における要介護・要支援認定者の状況等を分析し、地域の特徴を把握するとともに、将来にわたる効果的なサービス提供等のビジョンを考察します。

具体的には、GIS上の『丁目・番地』ごとに、被保険者情報と要介護・要支援認定者の認定調査結果を入力し、平均の要介護度や認定調査項目等の偏差数値を算出します。

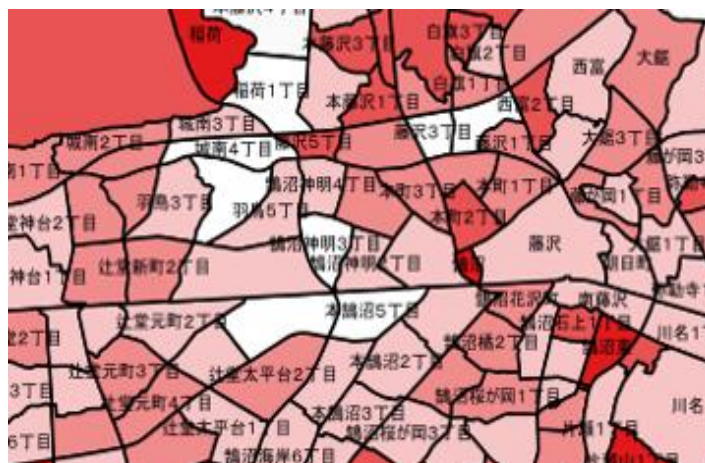
そして、その数値の高低差を色の濃淡によって表すことで、市全体から地域単位までのリスク傾向と課題・ニーズの見える化を図り、効果的な事業所整備につなげます。

○被保険者情報

- ・年齢
- ・性別
- ・要介護度

○認定調査結果データ

- ・座位保持
- ・立位保持
- ・歩行
- ・立ち上がり
- ・移動
- ・えん下
- ・食事摂取
- ・排尿
- ・排便
- ・口腔清潔
- ・外出頻度
- ・認知症高齢者自立度



(高齢化率)

また、この分析等の作業にあたっては、北里大学と協働事業の協定を締結し、2025年と2040年の予測を踏まえた分析等を行うとともに、効果的なサービス提供体制等を検討していきます。

② 介護離職ゼロ等に向けた基盤整備

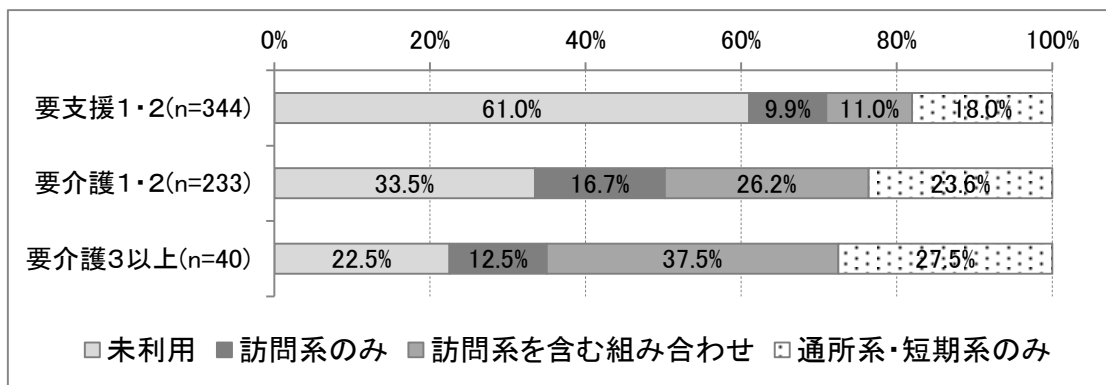
家族等の介護を理由に仕事を辞めてしまうことを防ぐ「介護離職ゼロ」の実現に向け、国は、2020年代初頭を目途とした介護施設及び在宅サービス等における一定の整備目標量を示しています。

また、療養病床の患者や一般病床の一部患者を受け入れる整備分として、医療計画との整合性が示されており、県が国の考え方を基に示す方針を踏まえ、適切な整備目標値を設定するとともに、特別養護老人ホームのほか、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者住まいの設置状況を把握し、高齢者の入居先の確保が困難とならないよう効果的な整備を検討します。

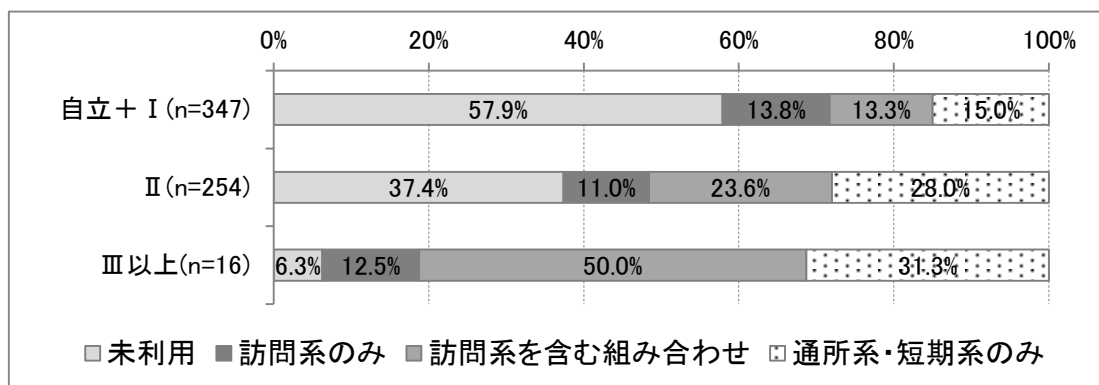
一方、在宅サービスにおける整備については、介護離職の状況把握を目途に実施した「在宅介護実態調査」において、介護度が重度化するにつれて、「訪問」「通い」「泊り」の組み合わせを取り入れることにより、在宅生活での介護を続けていることが見られており、複合的なサービスの有効性を踏まえつつ、適正な整備を検討します。

◎藤沢市 在宅介護実態調査より

要介護度別・サービス利用の組み合わせ



認知症自立度別・サービス利用の組み合わせ



- I) 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している
- II) 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
- III) 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする

③ 施設・居住系サービスの整備

【待機者の状況】

施設・居住系サービスにおいては、特別養護老人ホームの待機者数が多い状況にあるものの、これまで一定の特別養護老人ホームの整備を進めてきたことや、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅といった高齢者向け住まいの設置数が伸びていることなどから、特別養護老人ホームの市民待機者数は微減の傾向が見受けられます。

- ・2018年（平成30年）4月1日 待機者数912人（要介護3以上656人）
- ・2019年（平成31年）4月1日 待機者数820人（要介護3以上602人）
- ・2020年（令和2年）4月1日 待機者数707人（要介護3以上603人）

【特別養護老人ホームの整備状況】

在宅生活が困難な方の生活の場を確保するために、これまで待機者の状況等を踏まえて整備を進めてきており、2021年（令和3年）4月には100床の特別養護老人ホームが開設の予定です。

計画期	計画数	開設年月	利用定員	備考
第5期整備計画 (2012年度～2014年度)	300	① 2017年(H29)2月	80	新設
		② 2017年(H29)3月	90	新設
		③ 2017年(H29)4月	130	新設
第6期整備計画 (2015年度～2017年度)	150	① 2018年(H30)5月	90	新設
		② 2019年(H31)4月	46(増員分)	移転増設
第7期整備計画 (2018年度～2020年度)	100	① 2021年(R3) 4月予定	100	新設

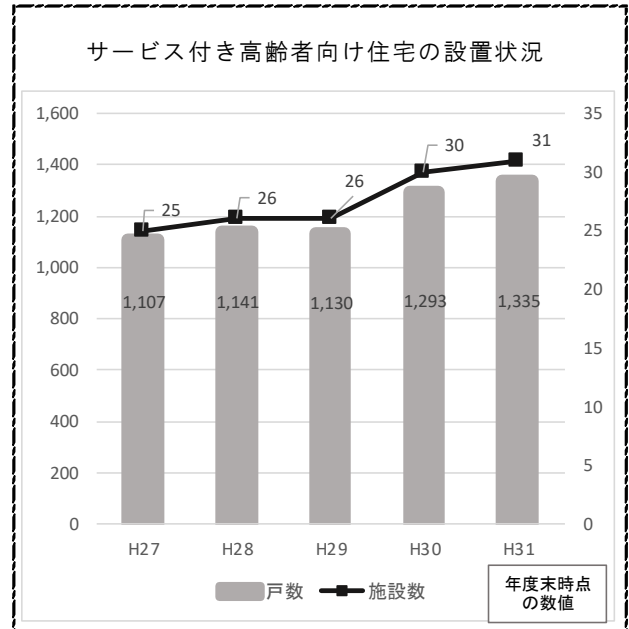
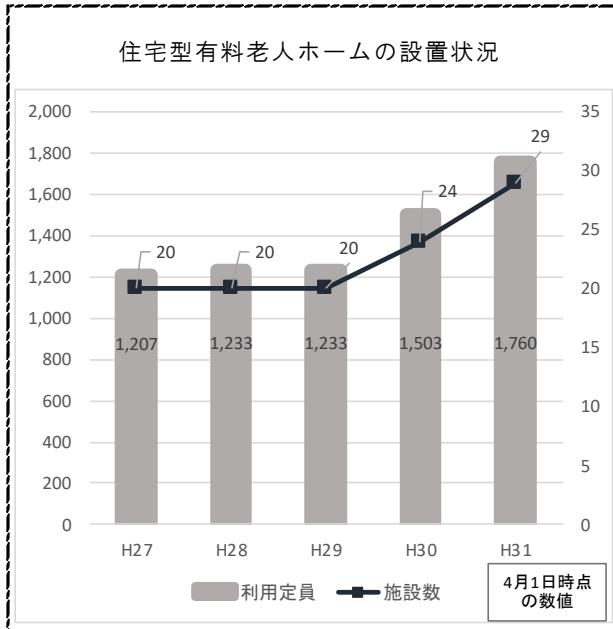
【近隣市の特別養護老人ホームの整備状況】

特別養護老人ホームは、居住地域がどこにあっても入所申し込みができる広域型施設となるため、近隣市における施設整備の状況把握が必要になります。

	第7期計画による整備状況		設置状況(R2.4.1現在)	
	開設年月	利用定員	施設数	利用定員
綾瀬市	整備無し		3	234
鎌倉市	2021年(R3) 8月予定	90	10	789
茅ヶ崎市	整備無し		11	790
大和市	整備無し		11	832

【高齢者向け住宅の設置状況】

住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、身のまわりのことができる元気な状態（自立）から、介護が必要となっても外部の訪問介護等の居宅サービスを利用して住み続けることができる施設等もあり、高齢者の増加にあわせて設置数と利用者が伸びている状況にあります。



【老朽化対策】

既存の特別養護老人ホームの中には、築30年以上が経過し、老朽化が進んでいる施設があり、今後も安定した運営を確保していくためには、建物や設備などの機能の維持と長寿命化を図ることが求められており、大規模改修をはじめ建替えも視野に入れた支援を検討していきます。

【第8期の整備計画】

第8期の整備については、特別養護老人ホームの入所待機者の解消や介護離職ゼロの実現等に向けた基盤整備が課題となりますが、第7期の整備事業において、2021年（令和3年）4月に100床の開設が予定されていること、また、高齢者向け住まいと近隣市の整備状況を考慮するとともに、不足する介護人材や老朽化対策なども考慮し、築30年以上になる既存の特別養護老人ホームの改築等や既存施設におけるショートステイ等からの転換を基本として計画床数100床を設定します。

④ 地域密着型サービスの整備

介護や支援が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい生活が続けることができるように、日常生活圏域を踏まえ、各サービスにおけるこれまでの整備状況やGIS手法を用いた分析などを勘案した事業所の整備を図ります。

【在宅系サービス】

今後増加が見込まれる中重度の要介護者の在宅生活を包括的に支えていくため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や「通い」「訪問（看護）」「泊り」を柔軟に組み合わせたサービス提供が可能である看護小規模多機能型居宅介護といった医療系サービスの提供を中心に整備を進めます。

また、整備の公募要件には、地域住民との交流ができる場の提案を求めるとともに、既存事業所のサテライト設置も可能とするなど、地域に根ざした質の高いサービスが提供できる事業者を選定します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第8期整備計画数 事業所 2 力所

日常生活圏域		鵜沼	辻堂	村岡	片瀬	藤沢	善行	明治	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
2020 (R2) 年度までの設置	事業所数	1						1			1				3

看護小規模多機能型居宅介護

第8期整備計画数 事業所 3 力所 利用定員 87 名

日常生活圏域		鵜沼	辻堂	村岡	片瀬	藤沢	善行	明治	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
第7期 (H30~R2) 整備数	事業所数								1				1		2
	利用定員								29				29		58
2020 (R2) 年度までの設置	事業所数					2			1	1			1		5
	利用定員					58			29	29			29		145

※新設は未整備圏域に限る

【居住系サービス】

認知症高齢者がお互いに支えあい、安心して生活することができるよう、これまでの整備状況等を踏まえ、認知症対応型共同生活介護を整備します。

なお、整備にあたっては、地域の拠点としてまちづくりに貢献できる事業者を公募により選定します。

認知症対応型共同生活介護

第8期整備計画数 事業所 2 カ所 利用定員 36 名

日常生活圏域		鵜	辻	村	片	藤	善	明	湘南大庭	六	湘南台	遠	長	御所見	合計
整備状況		沼	堂	岡	瀬	沢	行	治		会		藤	後		
2020 (R2) 年度までの設置	事業所数	5	2	4	1	1	2	2	3	2	3	2	2	2	31
	利用定員	90	36	72	18	18	36	36	54	25	54	27	36	27	529

(2) 共生型サービスの取組

高齢者と障がい者（児）が1つの事業所でサービスを受けられるよう、2018年度（平成30年度）から、介護保険と障がい福祉の両方の制度に共生型サービスが位置づけられています。

2017年度（平成29年度）までは、すべての障がいのある方が65歳になる際、介護保険制度の優先により、障がい福祉から介護保険の事業所へ変更する必要がありましたが、共生型サービスの指定を受けた事業所については、65歳になっても、引き続き継続利用が可能となるものです。

障がい福祉分野の所管課が、藤沢市障がい者総合支援協議会で実施したライフステージにおける支援課題の検討結果において、介護保険分野と障がい福祉分野の谷間を埋める取組として、障がいの理解促進とともに共生型サービスの推進などが必要であることが確認されました。

今後の地域共生社会の実現に向けても重要となる共生型サービスの取組については、介護保険と障がい福祉分野の所管課とが連携し、事業者に対する詳細な制度周知や意見交換等の実施を図りながら普及促進に努めます。

【通常】 ※それぞれ指定基準が異なる。（65歳からは介護保険が優先）



【共生型】 どちらかの指定事業所であれば、もう一方の指定基準を緩和

障がい福祉サービス事業所等 + 介護保険サービス事業所

【参考】サービスの整備状況

第7期計画（2020（R2）年度）までに整備される事業所等については、以下のとおりです。

●介護保険施設一覧

特別養護老人ホーム	17カ所	1,486床
介護老人保健施設	7カ所	700床
介護医療院	1カ所	60床

●その他サービスの地区別事業所数一覧

日常生活圏域		鶴沼	辻堂	村岡	片瀬	藤沢	善行	明治	湘南大庭	六会	湘南台	遠藤	長後	御所見	合計
特定施設入居者生活介護	事業所数	4		3	1	2	4	1	1		5		1	1	23
地域密着型特定施設入居者生活介護	事業所数	1					1		1		1			2	6
夜間対応型訪問介護	事業所数							1							1
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	事業所数	1						1							2
認知症対応型通所介護	事業所数		2		1								1		4
地域密着型通所介護	7期整備数					1									1
	利用定員					10									10
	R2設置数	8	4	4	1	10	4	1	2	6	1	2	5	1	49
	利用定員	87	40	53	10	122	50	7	26	81	18	26	60	10	590
小規模多機能型居宅介護	7期整備数					1									1
	利用定員					29									29
	R2設置数	3	2	2		1	2	2	2	3	1	1	2	1	22
	利用定員	76	54	58		29	47	54	54	65	29	24	54	25	569

施策2 介護現場の革新に向けた支援

少子超高齢社会の進展に伴い、生産年齢人口が減少し、働き手の確保が一層難しくなることが想定される一方、介護ニーズは今後も増加することが予想されます。

こうした社会情勢の中で、介護事業所が、地域における介護サービス提供の基盤として、より質の高いサービス提供を目指すとともに、安心の担い手としての役割を果たし続けることが重要です。

そのために、国では、「介護現場革新会議」を発足し、介護現場の生産性向上を促進し、社会構造の変革に対応できるよう、①人手不足の中でも質の維持・向上を実現するマネジメントモデルの構築、②ロボット・センサー・ICTの活用、③介護業界のイメージ改善と人材の確保といったテーマを掲げて取組を進めており、本市においても、こうした国の動向を注視しつつ、県が行う各種施策と連携を図るとともに、介護事業所と意見交換を図りながら、人材確保等の課題に取り組んでいきます。

(1) 介護人材の確保・定着促進とイメージ改善

人手不足が深刻化する中、介護人材の確保については、学生、子育てがひと段落した女性、アクティブシニアや外国人などの多様な人材の参入促進を図ります。

また、学生等が介護職の魅力を認識し、仕事として選択してもらえるよう、イメージの改善や就労につなげる取組を実施していきます。

一方、介護現場に従事している職員に対しては、離職することなく定着が促進されるよう、技術の研鑽及び蓄積が図られるとともに、働きやすい職場の環境づくりに向けた支援に努めます。

【主な事業】

① 介護の入門的研修事業		介護保険課
事業の概要	介護分野への人材の参入を促進するため、介護に関心を持つ介護未経験者を対象に、介護業務に携わるうえでの不安を払拭することを目的とした基本的知識を身につける研修を実施します。	
これまでの取組	県社会福祉協議会が主催となって実施する入門的研修について、市として周知の協力をしてきましたが、国通知に基づく研修であることや、保険者機能強化推進交付金における市町村の取組項目に掲げられていることから取組の検討を進めています。	
今後の取組	新型コロナウイルスの感染防止対策を講じつつ、対象を地域別にするなど、より多くの方に研修を受講していただけるよう、研修の実施に向けて検討を進めます。	

② 外国人介護職員受入支援事業 介護保険課

事業の概要	外国人の雇用等が円滑に行われることを目的に、介護事業所が外国人留学生等の受入に要する居住費や生活必需品費の一部を助成しています。
これまでの取組	県が外国人留学生等と介護事業所とのマッチング支援や居住費等の補助事業を開始したことに伴い、市としても事業所への雇用等が促進されるよう、2020年度（令和2年度）に、県との協調的な補助制度を創設しました。
今後の取組	介護事業所の外国人採用にあたっては、外国人留学生や技能実習生に限らず、EPAや特定技能など多様な形態が見られ、現在の補助制度の対象要件などの見直しを視野に入れながら、より実効性のある補助メニューによる支援を行っていきます。

③ 介護職員等研修受講料助成事業 介護保険課

事業の概要	介護職員初任者研修又は介護支援専門員実務研修の受講を修了した方が市内の介護事業所などに6カ月以上就労した場合に、補助金を交付しています。
これまでの取組	市内の介護事業所等に、より多くの研修受講者をつなぐため、研修の実施機関に対して補助制度の周知を図ってきました。 また、市内のケアマネジャー不足が課題となっているため、2020年度（令和2年度）から、介護支援専門員実務研修も補助対象とする見直しを行いました。
今後の取組	引き続き、研修機関等に対する更なる制度周知を図るとともに、他市における同様の補助制度の状況を見ながら、より効果的な支援に努めていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
助成件数 (件)	12	11	6	20	20	20

④ 介護のしごと相談会バスツアー 介護保険課

事業の概要	介護事業所をバスで巡って、事業所内見学と就職相談等を行う事業をハローワークふじさわとの共催により実施します。
これまでの取組	これまで、介護の仕事に就職を希望する方や興味のある方と介護事業所をつなぐ事業として、かながわ福祉人材センターと連携を図り、合同面談形式による『介護のしごと相談会』を実施してきましたが、2020年度（令和2年度）から、バスを使用して事業所を巡る相談会の実施を検討しています。
今後の取組	日頃、入ることのできない介護事業所の見学等を通して、介護の仕事や魅力を知ってもらう『就職相談会』を新型コロナウイルスの感染防止対策を講じながら実施していきます。 また、介護のしごとを身近に感じていただくための企画として、親子で仕事体験ができるバスツアーも検討していきます。

⑤ 介護の職場体験事業		介護保険課
事業の概要	介護の仕事に就きたい方・関心のある方、どの種別施設で働くか迷っている求職者に対して、介護事業所の協力のもと、職場の見学・体験等ができる機会を提供します。	
これまでの取組	かながわ福祉人材センターにおいて実施している職場見学・体験事業を参考にして、市内の介護事業所と意見交換等を行いながら、制度化に向けて検討しています。	
今後の取組	市内の介護事業所に対して、仕事体験ができる場の協力を依頼するとともに、学生から高齢者までの多くの方に対し、就労につながりやすくするための仕事内容、魅力やりがい、職場の雰囲気などを知ってもらう介護現場の見学と体験の機会を提供します。	

⑥ 介護のしごと出前授業		介護保険課
事業の概要	介護の仕事のやりがいや魅力などを知っていただく機会として、市内の中学生を対象に介護現場の職員が講師として学校に出向き授業を行う「出前授業」を実施します。	
これまでの取組	かながわ福祉人材センターの実施状況や他市の事例を参考に、教育機関や介護事業所と調整を図り、2020年度（令和2年度）から事業を開始しています。	
今後の取組	世帯の核家族化が進み、特に若い世代の方で高齢者のことや介護のことを知らない方が増えており、出前授業を通して、介護の理解促進とイメージアップを図っていきます。	

⑦ 介護職員等キャリアアップ研修支援事業		介護保険課
事業の概要	介護職員等のレベルアップを図るため、講師を招いて行う事業所内研修や介護職員等を研修へ派遣する事業に要する経費等を介護事業所が負担した場合、その一部を助成します。	
これまでの取組	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム及び地域密着型サービス事業所を運営する法人に対し、従事者の資格取得のための受験料や研修受講料等に係る経費の一部を助成しています。	
今後の取組	介護職員等に対するスキルアップの研修を推進し、介護の魅力ややりがいを感じてもらうことで、人材の育成及び定着を図ります。なお、これまで一部のサービス事業所に対して助成をしていた研修の支援ですが、対象範囲を拡げ、幅広く職員の人材育成等を進めていきます。	

(2) 人手不足に対応したマネジメントの構築

介護業務は、食事介助、入浴介助、排泄ケア、口腔・栄養ケア、機能訓練、見守りから看取り、利用者及びご家族とのコミュニケーションや傾聴など多岐にわたります。

人手不足の中でサービスの質の維持・向上を図るためには、生産性を高めていくことが必要であり、具体的には、介護事業所が、業務の洗い出しと切り分け、「専門職が行うべきこと」か「専門職でない職員が行えること」など役割分担の明確化を行うことが重要となります。

例えば、配膳、ベッドメイキングや清掃といった介護の周辺業務について、元気な高齢者が「介護助手」として担うことで、専門職の介護職員が利用者の直接的なケアにより専念できる環境をつくることができます。

県の施策とともに、国の示す「生産性向上に資するガイドライン」も参考として、介護事業所との意見交換等を行う中で、人手不足に対応したマネジメントの構築に向け普及啓発に努めていきます。

(3) 介護ロボット・ICTの活用

介護は、人（利用者）と人（介護者）との関係が基本になりますが、ロボットやICTを用いることで、介護者である職員の身体的・精神的負担の軽減が図られ、介護現場に時間的・心理的余裕が生じ、利用者に対して、ふれあう時間や安心感が増す効果があります。

特に、見守りセンサーについては、夜勤の効率化、情報をつなぐことによるケア記録の省力化、利用者の眠りの質の確保やリスクマネジメントにも効果があり、このような効果的なロボット・ICTが介護事業所に導入されるよう、県の補助事業の周知等とともに、開発メーカーを含めた情報交換等を実施していきます。

【主な事業】

① 介護労働環境の改善プロジェクト		介護保険課
事業の概要	藤沢市ロボット未来社会推進プロジェクトの一環として、介護分野の労働環境の改善を目的に、市内の介護事業所を中心に構成されたプロジェクトであり、ロボット・ICTなどの先進技術の活用により、介護事業所の生産性向上を実現すべく活動しています。	
これまでの取組	2019年度（令和元年度）から本格的に活動を開始し、先進施設の視察や、介護事業所と開発メーカーとの意見交換会等を実施してきました。	
今後の取組	介護事業所に対して、先進施設の視察や開発メーカーとの意見交換会等を重ねることにより、現場ニーズとのギャップの解消を図るとともに、現場職員のロボット・ICTに対する理解が深められるよう生産性向上につながる支援に努めていきます。	

施策3 介護保険制度の適正な運営

高齢者が安心して生活できるようにするためには、その生活を支える介護サービスの役割が重要となるため、高齢者ニーズにきめ細かく対応する質の高いサービス提供が求められます。

そのため、事業者に対する助言等の支援が必要となる一方、介護サービス利用者が増えることに伴う介護給付費等の増加が見込まれ、財政とサービスの両面の持続性を高めることが喫緊の課題となっており、給付費等の適正化や事業者への指導等を強化する必要があります。そのため、保険者として、これらの事業を推進し、より適切かつ効果的なサービス提供等が行われる制度運営を目指していきます。

(1) サービスの質の向上

多様化する利用者ニーズに対応した質の高い介護サービスが提供されるために、事業者自らがサービスの質の向上に資する取り組みを行うことが重要であり、これらの事業者の取り組みに対する支援を行っていく必要があります。

支援にあたっては、介護事業所の運営やサービス提供の状況把握に一層努め、相談に対する適切な助言を行うとともに、既存制度における各種施策の更なる充実化を重点的に取り組んでいきます。

【主な事業】

① 地域密着型サービスにおける独自報酬の見直し				介護保険課		
事業の概要	独自報酬の制度は、地域密着型サービスのうち定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の事業所について、市町村が地域の実情などを勘案して独自に要件を設定し、それを満たす場合に、国で設定している介護報酬に加えて市町村が独自に設定した報酬を算定することができるものです。					
これまでの取組	小規模多機能型居宅介護を対象に独自報酬加算を設定しており、事業所における機能訓練指導員等の配置、介護教室や地域貢献活動の取組などを評価しています。					
今後の取組	小規模多機能型居宅介護に限らず、国が設定を認めている看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回随時対応型訪問介護看護を対象を拡げること検討します。見直しにあたっては、国の報酬改定や事業者に対する調査結果も踏まえ、地域密着型サービスとしての役割が発揮され、事業所の質の向上につながる加算を設定します。					
	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
スケジュール	調査		検討・報酬改定	周知等	実施	

① ケアマネジメント支援事業		介護保険課
事業の概要	長年にわたりケアマネジメント業務に携わってきたケアマネジャー（ケアマネジメントリーダー）が、介護報酬改定や身近な課題等に対応する研修や相談、業務ハンドブックの作成などを実施し、市内で働くケアマネジャーのスキルアップを図っています。	
これまでの取組	市内で働くケアマネジャーに対し、様々なケアプランにおける事例検討や病院の地域連携室との対話など、個々のスキルアップと業務の円滑な遂行に資するための研修を中心に支援を行っています。	
今後の取組	ケアマネジメントリーダーとともに、市内で働くケアマネジャーに対して、ケアマネジメントの基本知識から事例検討や報酬改定の対応など、スキルアップを中心とした効果的な研修支援を行います。 また、新型コロナウイルス感染症に対しても、感染防止対策、高齢者の認知機能やADLが低下している課題等について研修等の支援により対応を図っていきます。	
② 介護サービス相談員派遣事業		介護保険課
事業の概要	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及びグループホーム等に対し、利用者との橋渡し役として相談員を派遣しており、利用者の声を受け止め、その要望等に対する改善を目指すことで、介護サービスの質の向上を図っています。	
これまでの取組	特別養護老人ホームなど約50の介護事業所に対して相談員を派遣するとともに、相談員による研修及び月1回程度の報告定例会を実施しています。	
今後の取組	相談員については、サービスの質の向上、認知症対策をはじめ利用者及び家族の権利擁護の促進など、地域包括ケアに関わる一員として様々な役割が求められており、更なる研修の充実を図るとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅など派遣先の拡大を検討します。	
③ 運営推進会議の支援		介護保険課
事業の概要	運営推進会議は、地域密着型サービスの事業所が、利用者、その家族、地域住民の代表者、市職員又は地域包括支援センターの職員等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスにすることなど、サービスの質の確保を図ることを目的として定期的に会議を行っているものです。事業所の質の向上につながる有意義な会議となるよう、本市として、「運営推進会議開催の手引き」を事業所に提供するとともに、職員が会議に参加をして、助言等支援に努めています。	
これまでの取組	事業所が行う会議が、地域の代表者等からの活発な意見等により有意義なものとなるよう、本市の「運営推進会議開催の手引き」の活用を図り、会議の中での情報提供や助言等を行うなど支援に努めています。	
今後の取組	事業所が地域の拠点としての役割を担うために、自治会等との連携など地域とのつながりが深められることや、利用者が住み慣れた地域でいつまでも過ごすことができるよう運営推進会議における意見交換等を通じて支援に努めていきます。	

(2) 介護給付費等の適正化の推進

介護給付費等の適正化は、不適切な給付費を削減することや利用者に対する適切な介護サービスを提供すること、それらを通じて介護費用の増大を抑制し、持続可能な介護保険制度を構築することにあります。これらの目的を達成するため、適正化事業の主要5事業を行います。

【主な事業】

① 要介護認定の適正化				介護保険課		
事業の概要	要介護認定に係る認定調査票の内容を確認するとともに、認定調査員への研修などを行っています。					
これまでの取組	全国一律の基準に基づき、的確に認定調査が行われているか、全ての認定調査票を確認し、必要に応じて調査員に電話等で聞き取りをしています。 また、新任調査員研修を実施し、認定調査の基本を伝えるとともに、調査を委託している事業所に対して、実地指導を行っています。					
今後の取組	要介護認定が、公正かつ的確に行われるように、引き続き全ての認定調査票の内容確認を行っていきます。調査員に対しては、フォローアップ研修などの実施や、委託事業者へは、実地指導や個別指導を行い、質的向上に努めていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
点検実施件数 (件数)	15,397	18,167	6,734	調査票全ての内容確認		
② 介護給付費通知				介護保険課		
事業の概要	介護保険サービスの利用者に対して、サービス費用の給付状況などについて通知しています。					
これまでの取組	介護保険サービスの利用者へ、過去6カ月間に利用してきたサービス実績とその費用額の内訳を年2回通知し、過去のサービス利用履歴を可視化することにより、通知後の適切なサービスの利用につながるよう普及啓発を図っています。					
今後の取組	引き続き、介護サービス利用者に対して、わかりやすい通知内容となるよう工夫を図りながら、年2回の通知をベースに適正化への理解をいただけるよう普及啓発を図っていきます。					
	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
通知数 (件数)	26,332	27,700	調整中	調整中		

③ ケアプラン点検 介護保険課

事業の概要	ケアマネジャーが介護保険サービス利用者の自立支援に資する適切なケアマネジメントを提供するため、各事業所で作成しているケアプランの点検を定期的実施しています。
これまでの取組	ケアプラン点検を専門業者に委託し、ヒアリングを中心とした点検を実施しています。また、ヒアリング後には、改善効果の確認や研修等を行っています。さらに、これまでのケアプラン点検結果を踏まえ、ケアマネジャーに対し、技術向上のための「居宅ケアプランの基本的な考え方と書き方」を配布しています。
今後の取組	ケアマネジャーが所属する市内すべて事業所に対して点検を行うことを目標とします。また、点検結果に伴う課題点については、研修等により事例等を公表するなど、ケアマネジャーが質的向上に向けて気づきが得られる働きかけを行っていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
点検件数 (件数)	54	54	31	調整中		

④ 縦覧点検・医療情報との突合 介護保険課

事業の概要	介護報酬の支払確認や医療情報との突合チェックなどにより、介護報酬の請求が適切に行われるよう点検を行っています。
これまでの取組	神奈川県国民健康保険団体連合会に委託する中で、介護保険サービス利用者の医療保険の報酬内容との突合や複数月の算定回数及び複数の事業所利用の整合性などを確認し、請求誤りと判断されたものについては、事業所などに通知をして適正な処理を進めています。
今後の取組	委託先である神奈川県国民健康保険団体連合会とともに、縦覧点検については、点検帳票として定められている10種類のすべてを実施し、医療情報との突合については、神奈川県国民健康保険団体連合会が行う突合処理のほかに、提供されるデータを活用して更なる確認を行っていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
縦覧点検による過誤申立 (件数)	232	264		調整中		
医療突合による過誤申立 (件数)	45	45		調整中		

⑤ 住宅改修等の点検 介護保険課

事業の概要	利用者の心身状況に合った住宅改修や福祉用具貸与が行われることを目的に、利用者からの申請内容に応じて、リハビリテーション専門職による現地等の点検・確認を行っています。
これまでの取組	2020年度（令和2年度）から、ケアマネジャー及び住宅改修業者の協力のもと、専門職の視点による点検を行っています。
今後の取組	住宅改修等の点検を行うことにより、給付費の適正化が図られるとともに、利用者の要介護度の維持・改善につながるよう取組を進めていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
点検件数 (件数)	—	—	0	48	48	48

(3) 低所得者の支援

高齢化の進展などに伴う介護サービス利用者の増加が続く中で、第1号被保険者の保険料改定にあたっては、保険料率の設定に配慮するとともに、市独自の低所得者対策として生活困窮者に対する保険料の減額を実施しています。

さらに、サービス利用者の費用負担については、「社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度」や「居宅サービス等自己負担額助成」などを実施しています。

【主な事業】

① 保険料の減免制度 介護保険課

事業の概要	様々な事情により、第1号被保険者の介護保険料の全部又は一部を納付することが困難な者に対して、一定の基準のもとで保険料の減免を行っています。
これまでの取組	収入が低く生活が厳しく納付が困難な者や生計を主として維持する者が、災害等（ 新型コロナウイルス感染症 、震災、風水害、火災その他これに類する災害）により財産に損害を受けたり、収入が著しく減少（長期入院や失業など）した時に、市で定める要件に該当する場合は申請により保険料を減免しています。
今後の取組	災害等を受けた者、収入が著しく減少した者や生活に困窮している者などに配慮を図る必要があるため、減免制度を継続して実施していきます。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
減額者数 (人数)	162	143	232	調整中		

② 居宅サービス等自己負担額助成 介護保険課

事業の概要	利用者負担額の支払いが困難な者に対して、介護サービス費用の一部を助成することによりサービス利用に係る経済的な負担を軽減し、生活困窮者が必要な介護サービスを利用することができるよう実施している本市独自の助成制度です。
これまでの取組	生活困窮者の要件を満たし助成制度の認定を受けた者に対して、1月につき5,000円を上限額として、利用者負担額の2分の1にあたる額を助成しており、本制度が広く利用者に伝わるように、ケアマネジャーに対する案内や広報ふじさわなどにより周知を図っています。
今後の取組	サービス費用に係る経済的な負担が、本来必要とされるサービス利用を妨げることのないよう、低所得の者に対して引き続き助成制度を実施していくとともに、本制度の一層の周知に努めていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
延べ助成件数 (件数)	159	171	調整中	190	195	200

③ 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度 介護保険課

事業の概要	生活困窮者の経済的な理由が介護サービス利用の妨げとならないよう、本市に軽減の申し出を行った社会福祉法人が、一定の要件を満たす低所得者などに対するサービスの利用者負担額について軽減を行っています。軽減を行った法人に対しては、軽減額等に応じて補助金を交付しています。
これまでの取組	軽減制度に係る補助金については、国の示す基準による補助が全国的に行われていますが、本市においては、軽減制度の安定的な実施を促進するため、国の基準を上回る本市独自の基準により、軽減を行った法人への補助を行ってきました。
今後の取組	本市独自の基準による補助については、他市の状況等を踏まえ、国基準への見直しを行うとともに、軽減の実施が促進されるよう法人に対する普及や市民への制度周知をより一層進め、生活困窮者のサービス利用や経済的支援を進めていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R元)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
軽減実施の事業所 (事業所)	19	17	調整中	20	21	22

(4) 介護事業者に対する指導・監査の強化

介護保険法に基づき、本市が指定している地域密着型介護サービス及び介護予防支援、また、2018年（平成30年）4月から指定権限が県より移譲された居宅介護支援の事業者に対し、人員・設備等の基準や介護報酬の請求などに関する取り扱いについて、より良いケアの実現と保険給付の適正化を目的に、育成と支援を踏まえた指導を定期的に行い、ます。その形態としては、事業者を一定の場所に集めて講習などを行う「集団指導」と事業所を訪問して書類確認や聞き取りなどを行う「実地指導」を実施します。なお、重大かつ明白な基準違反や介護報酬の請求に関する不正・不当がある場合は監査を実施します。

【標準化・効率化指針による実施】

本市の実地指導については、県からの移譲等により対象事業所が増加する中であって、事業所の指定有効期間（6年）内に1回の頻度で実地指導を行っておりますが、国の調査研究事業等から、より多くの事業所に対して実地指導を行うことが介護保険制度におけるサービスの質の確保、利用者保護等に資することが示されているため、国が定める標準・効率化の方針に基づき、所要時間をできる限り短縮するなど事業所の負担軽減を図るとともに、事務受託法人へ実地指導の一部を委託することも視野に入れ、指定有効期間内に2回（3年に1回程度）の実施に向けて検討していきます。

【文書削減等の取り組み】

介護分野における人手不足が深刻化する中で、ケアの質を確保するために、介護現場の業務効率化は急務であり、その一つとして文書に係る負担軽減が求められています。

一方、市においても、限られた人員の中で指定権者や保険者としての役割を適切に果たすためには、職員の負担軽減が重要であり、実地指導を行う際は、次の取組を踏まえることで文書削減等の取組の推進を図ります。

- 事業所に事前又は指導の当日提出を求める資料の部数は1部とし、内容の重複を防ぎ、市が既に保有している文書（新規指定時・指定更新時・変更時に提出されている書類等）については、再提出を求めない。
- 実地指導において確認する書類は、原則として実地指導の前年度から直近の実績に係るものとする。
- ICTを活用して関係書類を管理している事業所に対する実地指導は、できる限り事業所のPC画面上において書類確認を行う。

【介護離職防止に向けた取組】

介護職員が仕事と介護の両立に悩み離職してしまうことを防ぐため、集団指導時に、労働基準監督署から介護休暇制度や相談支援体制等の説明を事業者に行っており、今後についても労働基準監督署と連携を図りながら、職場環境の充実に向けた事業者に対する普及啓発等の支援に努めます。

基本目標6 安心して住み続けられる環境の整備

施策	施策の展開	主な事業
1 住まいなどの生活環境の整備	(1) 多様な住まい方の確保・支援 ④	① 養護老人ホーム ④ ② 高齢者向け市営住宅 ④ ③ 高齢者の住まい探し支援 ④
	(2) 人にやさしいまちづくりの推進 ④	① 公共施設・民間施設のバリアフリー化 ④ ② 都市公園のバリアフリー化 ④ ③ 歩行空間ネットワーク整備事業 ④ ④ 道路バリアフリー化の推進 ④ ⑤ 公共交通機関のバリアフリー化 ④ ⑥ 移動交通手段の確保 ④ ⑦ 湘南すまいるバス ④
2 安全・安心なまちづくりの推進	防災・防犯などに対する取組の促進 ④	① 高齢者の交通安全教室など ④ ② ひとり暮らし高齢者などへの防火指導 ④
3 地域と連携した見守り活動の推進	多様な主体が連携した見守り体制の強化 ④	① 高齢者見守りネットワーク ④ ② 友愛チーム ④ ③ 藤沢地区保護司会との連携 ④

施策1 住まいなどの生活環境の整備

高齢者が安心して住み続けられる生活環境を築くためには、たとえ認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、生活の基盤となる住まいを中心とした支援体制づくりが重要です。

超高齢社会による高齢者の住まい方が多様化する中、高齢者のニーズや状況に応じた多様な住まいの確保を推進するとともに、公共施設などの再整備において、ユニバーサルデザインによる人にやさしいまちづくりを推進します。

(1) 多様な住まい方の確保・支援

超高齢社会の進展に伴い、ひとり暮らしや低所得者層などの住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居の問題、身体の状態などに適した住宅の不足や、貸す側の事情による高齢者や障がい者などの入居の制限など、様々な課題が顕在化しています。

今後、このような課題を抱える高齢者も増加することから、様々な状況に応じた住まいを確保することができる仕組みづくりが必要です。

国においては、住宅確保要配慮者が賃貸住宅に入居しやすくなるよう住宅セーフティネットの機能強化を図る「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」が可決され、改正住宅セーフティネット法が2017年（平成29年）10月25日に施行されました。

具体的には、耐震性能や居住面積※1等の一定の基準を満たす空き家等を活用した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（住宅の確保に特に配慮を要する者※2の入居を拒まない賃貸住宅）の登録制度などが創設されました。

このような国の動向を注視しながら、今後の空き家の利活用などを含め、高齢者の状況に応じて、個人の尊厳が確保された生活を支援できるよう、住宅関連計画などとの調和を図りながら、多様な住まい方の確保・支援に向け、取組を進めていきます。

※1 一般住宅の場合は原則 25 m²以上、共同居住型住宅の場合は9 m²以上

※2 低所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを育成する家庭等

【主な事業】

① 養護老人ホーム 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	老人福祉法の規定に基づき、環境上の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者の入所措置を行っています。
これまでの取組	多様な居住形態。サービスが生まれ、生活の場の選択肢が増える中で、居宅において養護を受けることが困難な方のセーフティネットとして、養護老人ホームへの入所措置を進めてきました。
今後の取組	入所措置の適切性の観点からPDCAサイクルを構築することで、入所者数の適正化を図ります。今後はますます民間の高齢者施設が多様化していく中で、養護老人ホームの社会的な位置づけや役割も変化していくため、今後の施設の在り方等について、関係機関と検討します。また施設の老朽化等にも配慮し、施設整備についても協議を行います。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
市内施設						
事業所数 (施設)	1	1	1	1	1	1
利用定員 (床)	100	100	100	調整中	調整中	調整中
平均入所者数 (人)	139	128	127			

② 高齢者向け市営住宅 住宅政策課

事業の概要	高齢者や障がいのある人向けの市営住宅として、バリアフリー仕様などの住宅を整備するとともに、民間活力を利用し、バリアフリー仕様の住宅を借り上げ、借上型市営住宅として運営し、高齢者の住まいの安全・安心なセーフティネットとしての役割を果たしています。
これまでの取組	2020年度（令和2年度）6月末時点の状況は、4月に随時募集を実施。高齢者に限定しない住宅について12戸の募集を行い、1戸の申込がありました。残り11戸については、7月定期募集で再度募集を行うこととなりました。 市営住宅の空きがある一方で、より条件のよい住宅を選ぶ傾向が続いており、一部の借上型住宅に申込みが集中するなどの傾向が課題となっています。
今後の取組	引き続き、高齢者向け住宅を確保するため、借上型住宅については、10年間の再借り上げに向けた協議を行う予定です。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
高齢者向け市営住宅						
直接建設型 (戸)	353	353	353	353	353	353
(内)シルバーハウジング (戸)	内数(37)	内数(37)	内数(37)	内数(37)	内数(37)	内数(37)
借上型 (戸)	138	138	138	138	138	138

③ 高齢者の住まい探し支援 住宅政策課

事業の概要	「公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会」（以下「まち協」という。）が不動産団体などと連携して、高齢者住まい探し相談会を開催し、民間賃貸住宅への入居に困窮している高齢者に対して、サービス付き高齢者向け住宅などの情報を提供し、住まい探しを支援しています。
これまでの取組	2020年度（令和2年度）6月末時点の状況は、6～11月の第1木曜日に実施を予定していた住まい探し相談会について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、6月の実施は延期しました。7月以降は状況を見ながら実施する予定です。 高齢者が安心して住まい探しができるよう、不動産業者側の理解と協力体制の推進が課題となっています。
今後の取組	引き続き、高齢者住まい探し相談会の開催、住まい探しサポート事業を行い、高齢者などの円滑な入居支援を行っていきます。 また、藤沢市居住支援協議会を設立し、行政、不動産関係団体、居住支援団体などの連携を図ります。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
相談会開催回数 (回)	6	6	3	6	6	6

（2）人にやさしいまちづくりの推進

高齢者にとって安心して住み続けられる生活環境を築くためには、バリアフリーなどの環境を整備するほか、公共交通の充実や、住宅、商業、行政サービス、医療、福祉などの機能の立地によって、利便性の高い環境をつくる必要があります。

近年、高齢ドライバーの運転による重大な事故が多発している状況で運転免許を自主返納した高齢者や交通不便地域における移動支援は大きな課題です。

こうした状況から、フォーマル（公的）・インフォーマル（民間）との連携による移動支援について検討していきます。

今後も人が集まる場所や機会を創出し、多くの人交流できる、やさしいまちづくりを推進していきます。

【主な事業】

① 公共施設・民間施設のバリアフリー化 建築指導課

事業の概要	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、公共施設・民間施設のバリアフリー化を推進するため、条例の適合率・遵守率の向上に向け、事前協議・指導・助言を行っています。
これまでの取組	「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」の適合率・遵守率の向上に向け、事前協議・指導・助言を行っていますが、車いす使用者及び視覚障がい者等に配慮した高い設計基準の多数の項目（敷地内通路、車いす使用者用便房等）を全て満たす計画にする必要があり、設計に反映させることが難しいことなどから、適合件数が伸び悩んでいます。 <2018年度（平成30年度）～2020年度（令和2年度）の適合例> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藤沢市民病院再整備計画 ・ 六会中学校屋内運動場
今後の取組	少子高齢化の進行やバリアフリー法の制定など社会状況の変化に対応するために神奈川県が制定した「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」に基づき、内容に適合した建築物を増やすため、引き続き、事前協議・指導・助言を行っていきます。

	実 績			計 画 期 間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
事前協議件数 (件)	88	61	35	—	—	—
適合件数 (件)	13	3	1	—	—	—
事前協議件数 に対する適合 (%) 件数の割合	14.8	4.9	2.9	10.0	10.0	10.0

② 都市公園のバリアフリー化 公園課

事業の概要	公園利用者の利便性と安全性の確保と、みどり豊かな都市環境の向上を図り、市民の憩いと潤いの空間を提供するため、誰もが利用しやすい施設整備を進めています。
これまでの取組	本市の都市公園の多くは、バリアフリー法の施行以前に開設していることから、改修対象となる施設が多数ある状況です。 そのような中、主に地域要望を基に、水飲みや園路等のバリアフリー化を実施してきましたが、改修対象となる施設の全てが完了している状況ではありません。
今後の取組	今後につきましても、国土交通省の「都市公園の移動円滑化整備ガイドライン」に基づいた施設の整備及び改修を実施中、高齢者、障がい者などの関連施設の立地状況や公園周辺道路のバリアフリー化状況、地域からの要望などに基づき、都市公園のバリアフリー化を進めていきます。

③ 歩行空間ネットワーク整備事業 道路整備課

事業の概要	誰もが安心して通行できる歩行空間を確保することを目的に、歩道のバリアフリー化を実施しています。
これまでの取組	地域要望や通学路等の安全対策が必要な路線の整備を順次進めていますが、歩道の新設や拡幅には、事業用地の取得等で多額の事業費や期間が掛かるため、国庫補助金等の財源確保や用地交渉等が課題となっています。
今後の取組	地域の特性や要望などを踏まえた道路計画とするため、地域住民と協働し検討を進めながら、歩道の拡幅や段差解消等のバリアフリー化に取り組んでいきます。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
道路改良の 工事延長 (m)	773	273	270	583	394	342
事業用地の 買収面積 (m ²)	221	200	0	1,352	453	251
事業対象 路線数 (路線)	5	6	1	6	4	3

② 道路バリアフリー化の推進 道路整備課

事業の概要	誰もが安心して通行できる歩行空間を確保することを目的に、重点整備地区内の道路への点字ブロックの設置や段差の解消など実施しています。
これまでの取組	六会日大前駅周辺地区については、2018年度（平成30年度）で市の事業は完了しています。 善行駅周辺地区については、2018年度（平成30年度）から事業着手し、東西駅前広場の整備は完了していますが、計画的に事業を進めていくためには、国庫補助金等の財源確保、地域や沿道住民の理解と協力を得る必要があります。
今後の取組	善行駅周辺地区の2026年度（令和8年度）の事業完成に向け、地域住民と協働し検討を進めながら、道路のバリアフリー化を推進していきます。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
六会日大前駅 周辺 (m)	496	0	0	—	—	—
善行駅周辺 (m)	277	100	270	270	190	190

⑤ 公共交通機関のバリアフリー化		都市計画課
事業の概要	誰もが安心して公共交通機関を利用できるよう、駅施設や乗物等の公共交通機関のバリアフリー化を図ります。	
これまでの取組	<p>ノンステップバスの導入率は、平成25年度末まで20%程度でしたが、平成26年度から導入促進補助を開始し、令和元年度末には62%となりました。また、福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシーを含む）の導入率は、平成30年度末まで2%でしたが、令和元年度から補助を開始しています（令和元年度末4%）。</p> <p>また、H29年度には、湘南モノレール湘南江の島駅へのエレベーター設置に補助金を交付し、市内駅の段差解消は湘南モノレール目白山下駅を残すのみとなりました。</p>	
今後の取組	「藤沢市交通マスタープラン」に基づき、関係機関などと連携を図りながら、ユニバーサルデザインによる交通環境の整備・充実を進めます。	

⑥ 移動交通手段の確保		都市計画課
事業の概要	「藤沢市交通マスタープラン」に基づき、市民、交通事業者、行政などが連携を図りながら、交通施策を展開しています。	
これまでの取組	<p>公共交通サービスが利用しにくい地域において、日常生活を支える公共交通を確保するために、2016年（平成28年）から善行地区に、2018年（平成30年）から六会地区において、地域組織が主体となって運行する乗合タクシーの運行を開始しました。</p> <p>持続可能な運行を行うためには、地域に根付いた主体的な取組が重要となっています。</p>	
今後の取組	「藤沢市交通マスタープラン」に基づき、交通事業者をはじめ、関係機関と連携・協力しながら、公共交通機能の充実と地域に根ざした交通の確保に努めるとともに、市民が移動しやすく、超高齢化社会に対応した総合交通体系の実現を図っていきます。引き続き、地域の身近な交通として、地域公共交通の導入の実現に向けた取組を進めます。	

⑦ 湘南すまいるバス 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	高齢者の外出支援と介護予防を推進するため、いきいきシニアセンター（老人福祉センター）3館それぞれから、交通の不便な地域を中心に無料巡回バスを、2010年（平成22年）11月から運行しています。
これまでの取組	高齢者の外出支援といきいきシニアセンター（老人福祉センター）利用促進等を目的として実施しております。これまでに、利便性の向上に向け、運行ルート of 拡充や乗降場所の統廃合などを実施してきました。
今後の取組	高齢者のニーズや利用状況などを踏まえ、引き続き、利用しやすいバスの運行ルートや停車場所などについて検討し、高齢者の外出支援と介護予防を推進していきます。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
1日運行本数（本）	20	20	-			
延べ乗車人数（人）	90,621	80,595	0			
1日あたり 平均乗車人数（人）	298	284	-			

施策2 安全・安心なまちづくりの推進

近年、全国で災害が多く発生しており、高齢者を含めた死者・行方不明など多くの犠牲者が出ている状況であり、防災や避難行動要支援者対策に関する取組、普段からの地域コミュニティでのつながりが重要となっています。

高齢者の地域での孤立を防ぎ、安心して暮らせるよう、地域の実情に精通する民生委員・児童委員や地域住民などと協力・連携を図りながら、地域全体で高齢者を相互に支援していく体制の構築を推進し、安全で安心なまちづくりを推進していきます。

防災・防犯などに対する取組の促進

今後ますます増加が想定される高齢者を災害や詐欺事件などの犯罪から守るため、地域で孤立させないコミュニケーションの促進と高齢者に対する意識啓発などが重要となっています。

高齢者が安全に安心して暮らせるよう、地域と連携を図りながら、災害時における避難行動要支援者への支援や、交通安全、防災・防犯対策などに取り組んでいきます。

【主な事業】

① 高齢者の交通安全教室など		防犯交通安全課
事業の概要	高齢者交通安全教室を各市民センター・公民館で開催するとともに、シルバードライバーを対象としたシルバー四輪ドライバースクールを開催しています。	
これまでの取組	全交通事故件数に占める、高齢者がかかわる交通事故は依然として割合が高い状況にあります。運転時・歩行時など交通手段による注意点などを引き続き啓発して、危険性について理解してもらう必要があります。	
今後の取組	高齢者の交通事故を防ぐため、また自動車を運転する高齢者に安全な運転について理解を深めてもらうため、高齢運転者を対象としたシルバー四輪ドライバースクールや、各地域単位で実施する交通安全教室も引き続き開催していきます。	

② ひとり暮らし高齢者などへの防火指導		予防課
事業の概要	住宅防火対策の一環として、ひとり暮らし高齢者などを対象に、住宅防火診断や住宅用火災報知器の設置推進などの啓発活動を実施しています。また、地区防災訓練などを通じて住宅防火の啓発も実施しています。	
これまでの取組	<p>現況としては、平成30年度から住宅防火診断の案内チラシを回覧板等で周知し、高齢者や災害時要支援者等からの要望により、消防職員が自宅に訪問し、住宅火災における予防策や避難のアドバイスをしています。(H30：23件、R1：37件実施)</p> <p>実際にお宅へ訪問することで、その住宅特有の予防策や避難における問題点に対しアドバイスができるため、非常に好評を頂き、市民の安心に寄与できていると実感しています。</p>	
今後の取組	<p>今後も住宅用火災警報器の設置率向上や、市内における住宅火災件数の減少、被害の減少を目的に、希望制による訪問形式の住宅防火診断を継続します。</p> <p>また、さらに希望者を増加させるための有効な広報方法や媒体についても検討をしていきます。</p>	

施策3 地域と連携した見守り活動の推進

地域包括ケアシステムの構築にあたっては、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活していくことを基本としており、地域での見守りや支援が重要となっています。

近年、地域コミュニティの希薄化により、高齢者の孤立死・孤独死が社会問題となっている一方で、支援が必要と考えられる状態であっても、本人に自覚が無い場合や、支援を拒否する場合もあり、高齢者を巻き込む犯罪や消費者被害、虐待などの問題も顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、高齢者が安心して生活するためには、日常生活や様々な活動を通じた関係づくりが必要であるとともに、地域全体でつながり・見守るネットワークづくりを推進していきます。

多様な主体が連携した見守り体制の強化

今後、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加していく中において、高齢者の孤立、さらには孤立死・孤独死の防止に向け、ご近所や地域で活動する団体、事業者などと連携して、多くの見守りの目を増やし、高齢者の見守り体制を強化していきます。

【主な事業事業】

① 高齢者見守りネットワーク		地域包括ケアシステム推進室
事業の概要	<p>高齢者の孤立や孤立死・孤独死の防止に向け、在宅福祉サービスでの見守りをはじめ、個人宅を訪問する民間事業者と協定を締結し、地域の見守り活動を推進しています。</p> <p>また、各地域の協議体などにおいて、地域全体で高齢者を見守る仕組みを含めた支援体制の具体的な取組を進めています。</p>	
これまでの取組	<p>広域的に事業展開するLPガス協会や新聞販売組合、信用金庫、農業協同組合などは、神奈川県と連携して見守り協定を締結し、地域の見守り活動を進めています。</p> <p>市内では、13地区の協議体等において見守りに向けた取組を進めるとともに、新たに藤沢市商店会連合会、藤沢商工会議所、県理容生活衛生同業組合藤沢支部、県美容業生活衛生同業組合藤沢支部、日本郵便株式会社市内郵便局と協定を締結し、高齢者の見守りネットワーク体制の拡充を図りました。</p>	
今後の取組	<p>今後も、様々な関係団体や関係機関と連携を図り、市全体であらゆる手法を活用した高齢者見守りネットワークの強化に努めてまいります。</p>	

② 友愛チーム		地域包括ケアシステム推進室
事業の概要	地域で高齢者が孤立しないよう、在宅ねたきり高齢者やひとり暮らし高齢者の家庭、高齢者福祉施設などを訪問し、話し相手になるなどの活動を行う友愛チームの活動を支援しています。	
これまでの取組	ゆめクラブ藤沢（老人クラブ）が中心となって編成されており、活動を通じて、地域での見守りを行っています。 また、会員の高齢化に伴い、チーム数やチーム員数が減っているが、対象者数は増加しています。	
今後の取組	今後も、友愛チームの活動を支援し、地域における支えあいや、見守り活動を促進します。また、新型コロナウイルス感染症における新しい生活様式	

	実績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
チーム数 (チーム)	103	100	100
チーム員数 (人)	704	686	686
対象者数 (人)	411	507	507
施設数 (個)	33	42	42
在宅訪問回数 (回)	6,285	6,000	—
施設訪問回数 (回)	567	622	—
サロン訪問回数 (回)	431	452	—

③ 藤沢地区保護司会との連携		福祉健康総務課
事業の概要	犯罪をした者の改善更生を助けるとともに、青少年の非行防止と健全育成を推進する藤沢地区保護司会と連携し、再犯防止の取組や社会を明るくする運動を推進します。	
これまでの取組	<p>保護司が更生を支援する保護観察対象者については、薬物・アルコール依存、精神疾患、高齢、障がいなど、医療的・福祉的ケアを要するケースが増加しており、支援にあたっての課題は複雑化・多様化しています。</p> <p>令和2年1月に開設した地域福祉プラザ内に、更生保護サポートセンターを湘南台の民間ビルから移転し、同年4月には、その運営主体である藤沢地区保護司会の事務局を藤沢市みらい創造財団から藤沢市社会福祉協議会へ移管したことにより、地域福祉のネットワークと保護司の更生保護活動との連携した取組を強化・推進しています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止を視野に入れた新しい生活様式に鑑み、住居・就労等を中心とした、関係機関等との連携による課題解決の仕組みづくりの充実が必要となっています。</p>	
今後の取組	更生保護の活動についての周知啓発、更生保護ボランティアや協力者を増やすための取組、保護観察対象者が仕事、住居、教育、保健医療・福祉サービス等の支援を受けやすくするネットワークづくり等に向けて、藤沢地区保護司会が地域福祉プラザの機能を活用する中で、その活動を充実させるための取組を支援します。	

基本目標7 地域生活課題に対応する相談支援の充実

施策	施策の展開	主な事業
地域の相談支援体制の充実	(1) 相談支援体制の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ① 福祉総合相談支援センター（総合相談） ② いきいきサポートセンター（地域包括支援センター） ③ 基幹型地域包括支援センター ④ コミュニティソーシャルワーカー(CSW) ⑤ 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」・「バックアップふじさわ社協」 ⑥ 地区福祉窓口 ⑦ 民生委員・児童委員 ⑧ ふじさわ安心ダイヤル24 ⑨ 消費生活相談
	(2) 権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者虐待の防止 ② ふじさわあんしんセンターへの支援・連携 ③ 成年後見制度利用支援事業 ④ 日常生活自立支援事業への助成 ⑤ 市民後見人の育成・支援

施策

地域の相談支援体制の充実

高齢化が進展し、世帯構成の変化やライフスタイルの多様化が進むなかで、高齢者やその家族の抱える日常生活の課題も多様化・複雑化しています。

高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをつくるためには、高齢者やその家族の抱える生活上の不安を丸ごと受け止め、必要な支援につなげることが必要です。身近な相談窓口から、多機関の連携・協働により包括的な支援へとつながる相談支援体制を充実するとともに、地域のつながりの中での見守りの体制づくりを促進します。

(1) 相談支援体制の機能強化

高齢者に必要な支援を包括的に提供するため、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や民生委員・児童委員のほか、居宅介護支援事業所、医療機関、各事業を行う団体など、関係機関とのネットワークを構築してきました。そのネットワークを通じて、高齢者の実態把握や様々なサービスの情報提供、継続的な相談・支援につながっています。

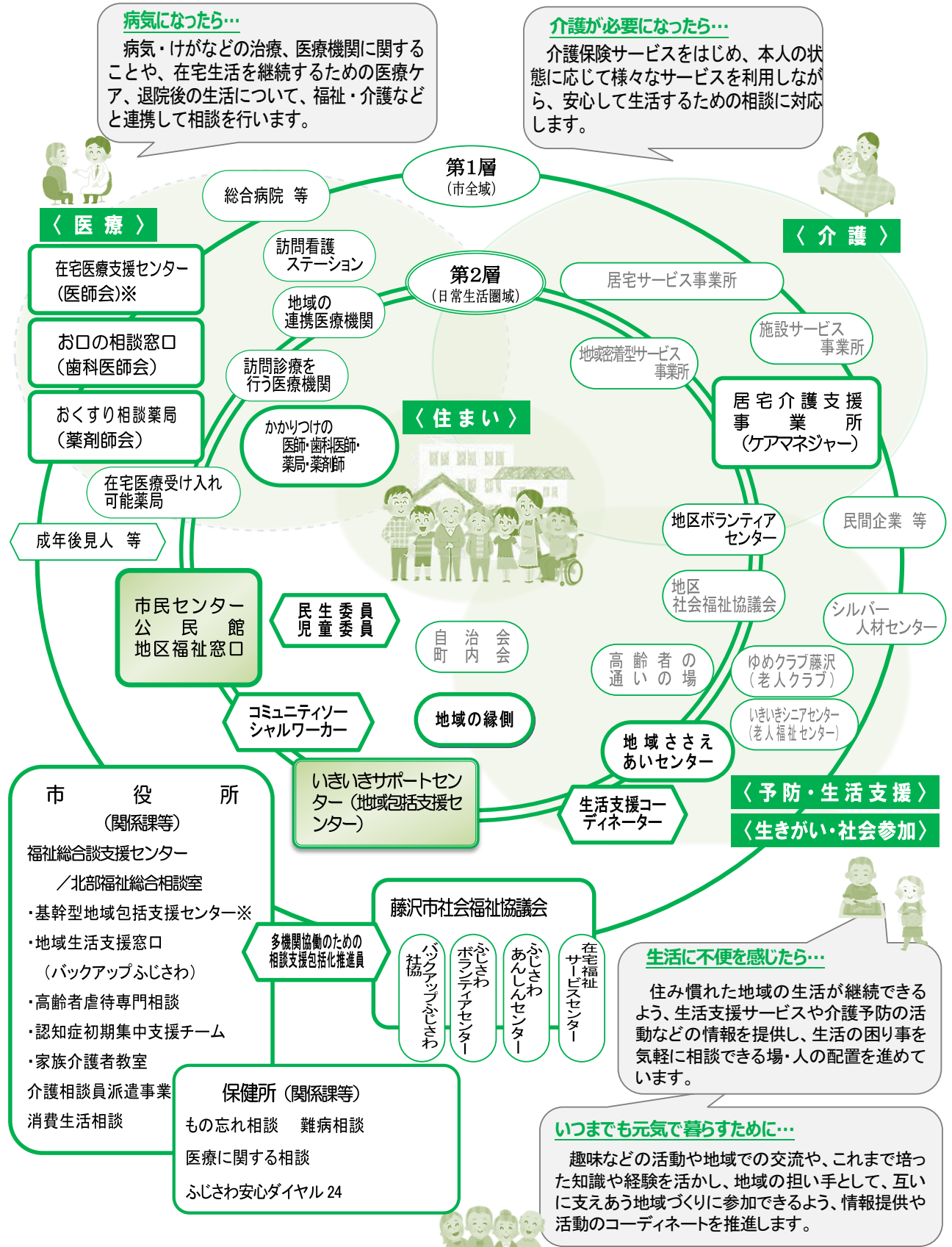
こうしたなかで、高齢の親と無職の子どもが同居するいわゆる「8050」世帯、育児と介護に同時に直面する〈ダブルケア〉世帯、障がいのある子の親が高齢化し要介護状態にある世帯など、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは解決が難しいケースへの適切な対応が求められており、高齢者やその家族からの多様で複合的な相談を受け止め、支援に向けた様々な分野の関係機関・施策との連携体制の充実と強化を図ります。

第4章 施策の展開

基本目標7 地域生活課題に対応する相談支援の充実

<高齢者を取り巻く各分野の相談ネットワーク（イメージ）>

2020年度（令和2年度）現在



【主な事業】

① 福祉総合相談支援センター（総合相談） 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	福祉・保健の総合的な相談体制の中核として、福祉サービスなどに関する相談・情報提供や、複合的な課題がある、世帯の中に課題を抱える人が複数存在する、福祉以外の分野にまたがる課題がある、などの相談に対応しています。
これまでの取組	職員の資質向上及び相談機能の充実・市民センター及び公民館地区福祉窓口を含めた地域の相談体制の構築を図ってきました。また、世代・分野を問わず相談支援を行ってきました。
今後の取組	研修の実施及び外部研修への参加により、人材育成を図ります。 担当者会議を中心に各担当課との連携を深めます。 生活困窮者自立支援事業との役割及び機能を再確認し、地域における相談支援体制の在り方を検討します。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
相談件数 (件)	2,923	2,307	2,752	2,300	2,300	2,300

② いきいきサポートセンター（地域包括支援センター） 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）は、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することができるよう、様々な方面から高齢者を支える機関です。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師などの専門職を配置しており、高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう支援体制の構築を行います。
これまでの取組	いきいきサポートセンターについては、平成30年度に善行・湘南大庭地区にサテライト型センター（分室）を開設しました。また、藤沢市公共施設再整備プランに基づき、平成31年4月に藤沢西部いきいきサポートセンターを、令和2年1月に善行いきいきサポートセンターを公共施設内に移転し、地区福祉窓口等との連携を強化してきました。また、専門職の専門性を高めるため、研修などを通じて、相談支援のスキルアップを高めてきました。
今後の取組	地域の中核的な機関として、いきいきサポートセンターの認知度を高めるための周知に努めるとともに、地域における様々な機関や関係団体と連携して、相談支援の強化を図っていきます。 また、高齢者が増加していくなか、認知症の対応や看取りの普及などにより業務の増加が見込まれるため、サテライト型センター（分室）の設置も含め、体制強化に努めていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
各地区の設置数 (カ所)	18	18	18	19	19	19
相談件数 (件)	24,073	22,991	8,680	23,400	23,760	24,000

※2020年度（令和2年度）は8月末時点の実績。

③ 基幹型地域包括支援センター 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	各地区のいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）の体制強化を図るため、全体調整及び後方支援を行っています。
これまでの取組	2015年度（平成27年度）から基幹型地域包括支援センターを設置しました。また、認知症の早期発見・早期支援に努めるため、認知症初期集中支援チームを基幹型地域包括支援センターに位置付けています。いきいきサポートセンターだけでは対応が困難なケースにおいて、課題の解決や関係機関との調整を行っています。
今後の取組	複合的な課題をもつ世帯が増えている状況において、引き続き、いきいきサポートセンターのバックアップとして、関係機関との連携調整や支援・介入方法のスキルアップを図っていきます。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
相談件数 (件)	1,358	1,951	730	1,950	1,980	2,000

※2020年度（令和2年度）は8月末時点の実績。

④ コミュニティソーシャルワーカー（CSW） 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	「困難を抱える人」への個別支援と「誰もが住み続けられる地域」に向けた地域支援の2つの役割を持ち、地域の中で活動する福祉の専門職です。複雑化・複合化する困りごとや課題について、相談者とともに考え、民生委員・児童委員、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）をはじめとする関係機関・地域の活動団体や行政と連携して、解決に向けた支援を行います。また、地域活動への支援や地域での顔の見える関係づくりに取り組みます。
これまでの取組	生活困窮者自立支援事業の一環として、2016年度（平成28年度）から、藤沢市社会福祉協議会への委託により、段階的に配置を行い、2020年度（令和2年度）には生活圏域全13地区に配置を完了しました。また令和元年度からは、第2層の生活支援コーディネーターを兼務し、地域のニーズや課題の把握に努めるとともに、地域の様々な活動への参加や地域団体との関係性構築を図ってきました。
今後の取組	生活圏域13地区ごとの歴史や地域性に配慮し、地域の支援機関や活動団体との連携を深めながら、複合的な課題を抱える方に対する支援を、個人としてでなく世帯や地域にも目を配り、包括的な相談支援が可能となるような体制づくりを検討していきます。

⑤ 地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」・「バックアップふじさわ社協」 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関として、経済的な問題をはじめとする生活上の様々な困りごとに対する包括的・継続的な支援を実施します。
これまでの取組	<p>相談支援の中心的な機関（自立相談支援機関）として、各任意事業（就労準備支援事業・家計改善支援事業・子どもの学習・生活支援事業・一時生活支援事業）と一体的に相談支援に取り組むことで、様々な生活課題を抱える相談者に対し、その状況に即した支援を展開しました。</p> <p>また、13地区を基本とした身近な生活圏域で、コミュニティソーシャルワーカーを配置し、地域の中で多様な課題を抱える生活困窮者への支援を関係機関と連携・協働して行い、地域活動への参加を通じ、様々な団体との関係性を構築し、地域のネットワークづくりに寄与しました。</p>
今後の取組	<p>自立相談支援機関と任意事業所が十分に連携しながら、市社協に委託するコミュニティソーシャルワーカーによる支援とともに、地域の様々な社会資源にも注目しながら、生活困窮者を地域で支えられるよう、多機関との連携体制を構築していきます。</p> <p>また、今後さらに複合化する支援ニーズに対し、分野を越えた相談支援が可能となるよう、福祉部門だけでなく、様々な部門のかかわりにより重層的な支援が可能となるような体制の整備（重層的支援体制の整備）を行います。</p>

⑥ 地区福祉窓口 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	福祉・保健の各種制度の案内や情報提供、各種申請手続きの受付やサービス提供の連絡調整とともに、福祉・健康に関する相談対応を行います。相談をお受けしています。藤沢地区を除く12地区の市民センター・公民館に設置しています。（六会市民センター石川分館を含む）
これまでの取組	<p>市民センター・公民館において、福祉に関する多岐にわたる手続きができる利便性と、気軽に相談できる体制を維持しながら、地区内のいきいきサポートセンター（地域包括支援センター）をはじめとする関係機関とのネットワークづくりを進めています。</p> <p>また、庁内連携および人材育成の視点から、新任研修や現任者研修を開催し、担当職員のスキルアップに努めています。</p>
今後の取組	住民に身近な行政の相談窓口として様々な相談に対応する中、今後ますます増加が見込まれる複合的な課題に対応するため、地区福祉窓口の運用体制について検討していきます。

第4章 施策の展開

基本目標7 地域生活課題に対応する相談支援の充実

⑦ 民生委員・児童委員 福祉健康総務課

事業の概要	民生委員・児童委員は、地域の実情を把握し、地域福祉の担い手として、相談を受け、必要に応じて行政などの関係機関と連携しながら活動しています。 なお、民生委員法に基づき、任期は3年です
これまでの取組	2019年（令和元年）12月の一斉改選において、高齢者の増加などに対応するため、委員定数を3人増員して520人としました。 新型コロナウイルス感染症の影響により対面訪問が難しい際は、電話やインターホン越し等で見守り活動を行い、「新しい生活様式」に対応した形で見守り活動等を続けています。
今後の取組	地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、研修内容をさらに充実させるとともに、いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）や各地区に配置されたコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等と連携し、様々な福祉課題に対応していきます。

⑧ ふじさわ安心ダイヤル24 地域保健課

事業の概要	市民の安心につながるよう、24時間365日、電話による健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスの相談・アドバイスと、休日夜間などの医療機関に関する情報を提供しています。 ふじさわ安心ダイヤル24【電話】0120-26-0070（無料）
これまでの取組	2018年（平成30年）から2020年（令和2年）においても、より多くの市民に利用していただくため、子育て世代向けの広報を行うなど、様々な媒体を通じて広く事業の周知を図りました。 相談内容や傾向に大きな変化は見られませんが、サービス向上を図るため、引き続き相談実績の分析を行い、ニーズや課題の有無、相談内容を把握する必要があります。
今後の取組	引き続き、相談内容や相談者の傾向などを分析し、市民が利用しやすいサービスとなるよう検討していくと共に、さらなる周知を図っていきます。

	実 績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
相談件数 (件)	71,698	62,260	25,091

※2020年度（令和2年度）は8月末時点の実績。

⑨ 消費生活相談 市民相談情報課

事業の概要	複雑化・高度化する消費生活相談について、消費生活相談員により助言を行うほか、消費生活に関する講座を実施しています。
これまでの取組	消費生活相談の内容については、携帯電話やインターネットなどの通信サービスや金融・保険に関するものが多く、購入形態としては通信販売による相談が目立っています。 キャッシュレス決済をはじめとした新たなサービスや業態によるトラブルが増えており、相談窓口を知らない人への周知や消費者トラブルの未然防止、自己解決力の育成などにつながる消費者啓発が必要です。
今後の取組	市民向けに消費生活講座や消費生活出前講座を開催したり、市の広報誌に定期的に相談事例を掲載するなどして消費者トラブルとその対応策について啓発を行うとともに、冊子やチラシ、ポスターの配布等を行って消費生活相談窓口の周知を図ります。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
相談件数 (60歳以上) (件)	1,764	1,458	301			
消費生活講座 開催回数 (回)	3	4	0	4	4	4
消費生活出前講 座開催回数 (回)	9	16	1	10	10	10

(2) 権利擁護の推進

高齢者を個人として尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障するとともに、一人ひとりが自分らしく安心して暮らし続けるためには、高齢者の権利を護る取組は重要です。

関係機関などとの連携により高齢者虐待の未然防止、早期把握、虐待を行った養護者への支援などの取組を進めます。

また、認知症や障がいなどにより、自らの生活への思いを表明することが困難な方に対し、自らの意志を反映させた生活を送る上での判断や決定を支援する体制の整備に努めます。

日常生活を送る上での判断能力が十分でない状態になっても、住み慣れた地域で生活できるよう、ふじさわあんしんセンター（ふじさわ権利擁護相談センター）と連携して、成年後見制度の普及・啓発を推進するとともに、国の策定した成年後見制度利用促進基本計画との整合を図りながら、取組を進めます。

【主な事業】

① 高齢者虐待の防止 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	<p>高齢者に対する虐待の未然防止や虐待を受けた高齢者の保護、虐待を行った養護者への支援とともに次の事業を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 高齢者虐待専門相談窓口の開設 ② 関係機関による高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催 ③ 高齢者虐待防止のための対応研修会や講演会などの開催 ④ 高齢者虐待防止啓発冊子の配布
これまでの取組	<p>虐待者側の疾病、経済的困窮、8050問題などによって問題が複雑化、長期化する傾向に変わりはなく、支援者の対応技術の向上を図ってきました。</p>
今後の取組	<p>庁内関係各課、関係機関との連携を強化し、情報共有により虐待の未然防止を図ります。</p> <p>また、支援チームを作り連携した支援を行うことで、多面的かつ継続的に支援し、終結に向けて取り組んでいきます。</p>

	実 績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
新規相談件数 (件)	85	105	54
対応件数 (件)	259	289	156
終結件数 (件)	75	105	80
施設対応件数 (件)	17	21	15

② ふじさわあんしんセンターへの支援・連携 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	判断能力が十分でない方の生活を支え、権利を護るための成年後見制度に関する相談支援などを実施している「ふじさわあんしんセンター」（藤沢市社会福祉協議会が運営）を支援しています。
これまでの取組	<p>2012年度（平成24年度）から、藤沢市社会福祉協議会への委託により「成年後見制度相談事業」を行っています。</p> <p>2013年度（平成25年度）は、藤沢市社会福祉協議会内に「ふじさわあんしんセンター」が設置され、成年後見制度の普及啓発、一般相談・情報提供、弁護士などによる専門相談、関係機関のネットワークづくり、法人後見業務を行っています。</p> <p>また、さらなる機能充実を図るため、2019年度（令和元年度）から成年後見制度に関する中核機関に位置づけ、有識者の意見を取り入れた広報冊子を作成するなど、普及啓発を図っています。</p>
今後の取組	判断能力が十分でない方の権利を護るため、引き続き、ふじさわあんしんセンターの運営を支援します。また、ふじさわあんしんセンターと連携しながら、これまでの普及啓発、相談窓口等の機能充実とともに、本人と成年後見人等を関係者・関係機関等によりチームで支援できる体制づくりに取り組んでいきます。

	実績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
一般相談件数 (件)	650	580	307
専門相談件数 (件)	80	73	32

③ 成年後見制度利用支援事業 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	認知症などにより判断能力が十分でない方の権利を護るため、成年後見の申立てを行う親族がいない方などの「市長申立て」や、経済的な理由で制度利用が難しい方への助成など、成年後見制度の利用に必要な支援を行っています。
これまでの取組	ふじさわあんしんセンターと連携し、成年後見制度の利用を必要としている方が適切に利用できるよう、市長申立てや各種助成などにより、支援を行っています。
今後の取組	引き続き、ふじさわあんしんセンターと連携し、事業の普及・啓発を図るとともに、市長申立てや各種助成などにより本人の権利擁護を図れるよう支援を行います。

	実績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
市長申立て相談件数 (件)	58	35	31
報酬等助成件数 (件)	14	18	6

④ 日常生活自立支援事業への助成 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	<p>日常生活自立支援事業（県社協委託事業）を実施している藤沢市社会福祉協議会に対し、助成を行っています。</p> <p>〈日常生活自立支援事業〉 高齢や障がいにより、判断能力が不十分な方が、日常生活を送る上で不安を抱え、自ら福祉サービスの利用手続きや日々の金銭管理が十分に行えない場合に支援する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉サービスの利用援助サービス ②日常的な金銭管理サービス ③書類等預かりサービス
これまでの取組	<p>権利擁護の支援体制が強化されたことにより、本事業への問い合わせや、利用者が増加しています。また、利用者の判断力や生活環境などの状況の変化から、弁護士などによる専門相談の活用や、成年後見制度へ移行する対応も必要となっています。</p>
今後の取組	<p>成年後見制度利用支援事業など関係する事業と連携することで、判断能力が十分でない方の権利を護り、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、引き続き、事業に対する助成を行っていきます。</p>

	実績		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)
利用者数 (件)	121	151	145

⑤ 市民後見人の育成・支援 地域包括ケアシステム推進室

事業の概要	<p>市民後見人は、成年後見制度の担い手として研修を修了し、登録した市民の方が、親族以外の方の成年後見人などとして活動する制度です。市民後見人養成研修の実施、バンクの運営と登録者へのフォローアップ、申立人などへの候補者の推薦、受任後の活動支援などを藤沢市社会福祉協議会への委託により実施しています。</p>
これまでの取組	<p>高齢者人口の増加に伴い、成年後見人などの担い手の必要性が高まっており、地域に根ざしたきめ細やかな対応を行うことができる市民後見人の養成が重要になっています。2015年度（平成27年度）、2016年度（平成28年度）、2018年度（平成30年度）、2019年度（令和元年度）に1コースずつ養成講座を開始し、14人が修了、バンクに登録をしています。そのうち、6人の市民後見人が家庭裁判所から選任されています</p>
今後の取組	<p>バンク登録者数と受任状況を勘案しながら、市民後見人養成研修を実施するとともに、市民後見人候補者バンク登録者に対するフォローアップを行います。また、藤沢市社会福祉協議会が法人後見業務で培ったノウハウなどを生かし、市民後見人の活動支援などのバックアップを実施します。</p>

	実績			計画期間		
	2018年度(H30)	2019年度(R1)	2020年度(R2)	2021年度(R3)	2022年度(R4)	2023年度(R5)
延べ研修修了者数 (人)	11	14	14	17	20	20

基本目標8

非常時（災害・感染症等）の対応

施策	施策の展開	主な事業
1 災害時等避難体制の整備	自然災害時における施設入所者等の避難及び健康維持への取組	① 避難行動要支援者の避難支援体制づくり ② 介護事業所における避難訓練等の充実
2 新型コロナウイルス感染症に対する取り組み	(1) 新しい生活様式での健康づくり・介護予防	※調整中
	(2) 介護現場における感染症対策の支援	① 衛生・防護用品の配布 ② 緊急時職員応援派遣事業

施策1 災害時等避難体制の整備

自然災害時における施設入所者等の避難及び健康維持への取組

近年、全国で大雨・台風・地震などの自然災害が多く発生しており、高齢者を含めた死者・行方不明者など多くの犠牲者が出ている状況であり、防災や避難行動要支援者対策に関する取組、普段からの地域コミュニティでのつながりが重要となっています。

調整中

【主な事業】

① 避難行動要支援者の避難支援体制づくり 危機管理課

事業の概要	災害発生時に、特に支援が必要となる方（高齢者・障がい者・要介護認定を受けている方など）が掲載された名簿を、自主防災組織などへ平常時から提供し、日頃からの見守り活動などを通じて、災害発生時の避難支援に役立てていただく共助の取組です。
これまでの取組	自主防災組織など488団体のうち、418団体に対し、避難行動要支援者名簿を提供しています。 なお、自主防災組織を対象に実施しているアンケート結果から、様々な課題により名簿の具体的な活用にまで至っていない自主防災組織等が多くあることが判明しているため、引き続き、制度説明や地域における避難支援体制づくりの重要性等について周知を行っていく必要があります。
今後の取組	地域の実情に応じて「できることから」「可能な範囲で」取組を推進していただけるよう、具体的な取組ステップ等を示した手順書の配布や自主防災組織等との意見交換等を通して、引き続き、地域における避難支援体制の充実を図ります。一方で、自主防災組織に過度な負担が課されることを防ぐため、要支援者及びそのご家族に対しても「自助」について啓発を図ることで、「共助」「自助」「公助」が連携した体制づくりを目指します。

	実績			計画期間		
	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
名簿提供 防災組織等数 (団体)	397	417	418	420	422	424

② 介護事業所における避難訓練等の充実 介護保険課

事業の概要	介護事業者が、災害に関する具体的計画を策定し、避難訓練の実施、防災啓発活動や食料等物資の備蓄を行い、災害発生時に迅速かつ適切に対応できる体制を確立します。
これまでの取組	介護事業者は、運営基準上、非常災害に関する具体的な計画を策定し、関係機関への通報及び連絡体制を整え、定期的に従事者へ周知するとともに避難等の訓練を行う必要があります。本市が指定する地域密着型サービス事業所等については、実地指導において実施状況を確認しています。
今後の取組	介護事業者に対する調査等により非常災害時の備えの状況を把握しつつ、災害の種類ごとの避難に要する時間や避難経路など、より具体的に想定された避難計画の策定や避難訓練が実施されるよう、事業者との連携に努めていきます。

施策2

新型コロナウイルス感染症に対する取組

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される中、高齢者介護における感染症対策が課題となっており、高齢者施設でのクラスター発生をはじめ、在宅ケア現場における事業の縮小、介護サービスの利用控えや社会参加の機会を失った高齢者の状態悪化なども懸念されています。

この状況が長丁場になることが想定されていることから、「新しい生活様式」に基づく高齢者の生活意識の改革と様々な工夫、そして介護事業所等における感染症対応への支援が強く求められています。

(1) 新しい生活様式での健康づくり・介護予防

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため自粛が求められ、特に、高齢者は、重症化が懸念される中、在宅高齢者の多くはその影響を大きく受けています。

令和2年度に臨時的に行いました「保健師を中心とした市職員による高齢者訪問」においては、自粛生活において、通常の活動範囲よりも狭い他者との交流や、外出自粛による身体活動量の低下によるフレイル状態について、個人差はあるものの、多くの高齢者にその傾向が見られました。

今後、感染症予防、感染症拡大防止を念頭に置いたうえで介護予防を推進していくには、自助に加え、新しい生活様式にのっとった、住み慣れた地域でのフレイル予防を展開していく必要があり、居場所事業の運営方法の工夫や実施内容の変更など、感染症対策を講じながら進めていくことが求められています。

「保健師を中心とした市職員による高齢者訪問」

新型コロナウイルス感染症拡大による高齢者支援の一つとして、介護保険サービス等を利用していない、85歳以上の一人暮らし高齢者の家庭訪問を行い、フレイル状態を含む健康状態の確認や、各種相談、情報提供などを行いました。1050人に訪問を行い、665人に会うことができました。その中では、日ごろからの様々な方法での地域のつながりや、多様な趣味や生活の工夫が、フレイル予防に関係していることがわかりました。

（2）介護現場における感染症対策の支援

介護現場は、日常的なケアにおいて密閉、密集、密接の「三密」が生まれやすく、感染リスクが非常に高いため、負担感が強まっており、恒常的な人手不足のうえに、介護職員が感染したり、発熱などで大事を取って休んだりした場合は、少ない人員で仕事を切り回す必要に迫られます。

このような中で、国や県において、感染症防止等の対策に関する情報提供や介護事業所に対する衛生用品の配布、職員の応援派遣、家族が感染症で入院した場合に取り残される利用者を受け入れる「短期入所協力施設」を指定する仕組みなど、利用者と従事者がともに安全・安心の中で適切なケアが展開される環境整備が進められております。

本市においても、介護事業所に対して、感染症に関する相談体制を整え、県とともに、事業所のニーズを聞き取りながら消毒液等の衛生用品の配布などを行っており、従事者の不安が解消され、安全・安心に業務に従事できるよう、あらゆる事態のバックアップ体制の構築に努めていきます。

【掲載予定事業】

- ① 衛生・防護用品の配布
- ② 緊急時職員応援派遣事業